

## 厚岸町議会 第3回定例会

令和元年9月12日  
午前10時00分開会

- 議長（堀議員） ただいまから、令和元年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。
- 議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、10番、大野議員、11番、中川議員を指名いたします。
- 議長（堀議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。  
委員長の報告を求めます。  
6番、佐藤委員長。
- 佐藤委員長 9月11日午後2時48分から、第5回議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。  
追加議案として提出をされました議案第87号 工事請負契約の締結についての取り扱いについて協議をいたしました。結果、本会議において審議することとし、補正予算審査終了後、審議を行うことに決定をいたしました。  
以上、議会運営委員会報告とします。
- 議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（堀議員） 日程第3、昨日に引き続き、一般質問を行います。  
初めに、10番、大野議員の一般質問を行います。  
10番、大野議員。
- 大野議員 おはようございます。  
今定例会において通告書に従い、質問をさせていただきたいと思います。  
一つ目はヒグマ対策についてであります。近隣の町で家畜がヒグマによる被害を受けています。町内でも目撃情報がありますが、家畜が被害を受けることに対して、町としてどのように受けとめ、どう対応していくのかお聞きしたいと思います。  
二つ目、農地についてであります。若松地区で規模拡大が進んでいます。農地が足りない聞いていますが、町はどう捉えているのか。この地区には、町営牧場の農地もあります。町・農協・地元の地区で将来に向けた協議をすべきと思うがどうですか。

三つ目、農道の整備についてであります。町外の農道、町道なのですけれども、維持管理はある程度行われていますが、舗装の亀裂修繕や砂利道の舗装化がなかなか進んでいない状況でもあると感じています。町はどのような計画をもって、どう対応していくのか。この3点について質問させていただきます。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

10番、大野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のヒグマ対策についてです。「近隣の町で家畜がヒグマによる被害を受けている。町内でも目撃情報があるが、家畜が被害を受けることに対して、町としてどのように受けとめ、どう対応していくのか。」についてであります。標茶町でのヒグマによる家畜の被害については、当町にも影響を及ぼしかねない大変深刻な問題と受けとめております。

当町のヒグマの対応については、北海道が策定した「北海道ヒグマ管理計画」に基づいて行っており、出没した個体の行動から有害性を区分し、段階に応じた対応を行っております。

標茶町で家畜を襲ったヒグマは、当町としても問題個体であると判断しており、確実に捕獲すべきと考えております。

雄のヒグマの行動範囲は広く、平成27年に北大大学院などが行った調査では、1日に30キロも移動したというデータもあることから、このヒグマが当町に入ってくる可能性は十分あると考えております。

このため当町では、すでに標茶町に出向いて情報収集を行ったほか、「北海道立総合研究機構」のヒグマ研究者からの意見聴取や「釧路総合振興局管内エゾシカ・ヒグマ対策連絡協議会」における情報共有を行うとともに、広域での取り組みを北海道に要望しているところであります。

また、町営牧場においては、牧場職員の安全対策を講じた上で、毎日の午前と午後、団地ごとに巡回を実施し、預託牛の頭数確認を行っております。

また、標茶町との境界に隣接する牧草地では、ヒグマ駆除員による巡回を行っているほか、ヒグマが現れた場合や家畜がヒグマに襲われたときには、ヒグマ駆除員を出動させ、迅速に捕獲できる体制を整えております。

続いて、2点目の農地について、「若松地区で規模拡大が進んでいる。農地が足りないと聞いているが、町はどう捉えているのか。この地区には、町営牧場の農地もある。町・農協・地区で将来に向けた協議をすべきと思うがどうなのか。」についてであります。現在、若松地区には11戸の農家が営農しており、近年そのうちの2戸が畜産クラスター事業を活用し、新たに牛舎などの整備を進めてきたところであります。

こうした中、この2戸の農家では飼養頭数の増加を希望しており、将来的に農地が不足することから、釧路太田農業協同組合の土地を購入し、新たに装置として整備をすることで進めておりますが、それでも農地が不足する状況と伺っており、酪農経営においては重要な問題であると考えております。

町としては、町営牧場の将来のあり方について、「町営牧場運営委員会」でさまざまな視点から検討を進めておりますが、個々の農家への貸付については想定しておりません。

しかし、若松地区の農地不足については、地域の課題として、今後、農協と地域を含めて協議してまいりたいと考えております。

続いて、3点目の農道整備について、「舗装の亀裂修繕や砂利道の舗装化がなかなか進んでいない状況とを感じるが、町はどのような計画をもって対応していくのか。」についてであります。安全で暮らしやすい生活環境を確保するため、道路網の計画的な整備は必要と考えております。

そのため、道路の性格・機能や地域の特性を踏まえて整備の優先順位を設定し、幅員拡幅や線形の見直し、舗装や排水施設の整備を計画的に進めております。

これまでも、地域要望などにも配慮し整備を進めてきておりますが、町道の総延長341キロメートルのうち、市街地は道路延長が74キロメートル、舗装率69%、これに対して郊外が、道路延長が267キロメートル、舗装率52%で、舗装率が低いことから、地域の均衡や緊急性、地域振興に留意し、有利な補助事業なども模索しながら、検討する必要があると考えております。

当面は、これまで同様、舗装の穴埋めや砂利の補充などを行いながら、適切な道路の維持管理に努めてまいりますので、ご理解願います。

以上です。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 ただいま、町長のほうから答弁をいただいたのですけれども、まず1点目のヒグマ対策についてであります。答弁でも標茶町という言葉が出てきているので、厚岸町の隣まち標茶町で、特に牛がヒグマに襲われているという、ニュースを聞いて、町としては状況を聞きに行ったと伺ったのですけれども、その内容って、話せる範囲で、どのような標茶町は対応をとっているのか、ちょっとお聞きしたいと思いますがいかがですか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えいたします。

標茶町のほうには、8月の末に訪問いたしまして、農林課のほうから話を聞いております。その中では、標茶町において、これまでどこの地域において、このヒグマの事故があったのか。その場所と、あとは襲われた牛の頭数の確認をしております。また、襲われた時間についても確認しております。全て深夜に、この牛が襲われているというような話もあります。現在のところ、標茶におきましては、20頭以上の牛が被害に遭っております。そのうち、10頭以上が死亡しているというような話も聞いております。また、行方不明は、そのうち3頭もあるというような話も聞いております。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

- 大野議員 今、頭数も詳しく教えてもらったのですが、厚岸町ではまだ家畜の被害はありませんけれども、本当に道路1本を隔てたところまで出牧しているという、その熊かどうかはわかりませんが、すごい心配な問題となっています。足ある動物ですから、1日に本当に30キロも40キロも歩くといわれています。本当に標茶のまちから厚岸町の範囲までなんて、1日で歩いてこれるというような距離にいますので、それも深夜に襲うと。

公共牧場持つ厚岸町としても、昼夜放牧ですから。牧場の対応としては、私たち酪農家には早期退牧を希望する農家の申し込みをとるというファックスをいただきました。そこで、何件退牧したのか、ちょっとわからないのですが、そういった行動もまず、事前の段階としては大事なことです。水産農政課の判断と町営牧場の場長等々の職員の考えなのだろうとは思いますが、私もそれはわかります。ただし、全頭をやはり退牧するわけにもいかない。粗飼料の問題もありますし、牧場も最近、ちょっと通りかかって見るところによりますと、粗飼料はかなり余っているように見える。妊娠牛の退牧はよしとして、これから人工授精しなくてはならない牛など、一時的に冬期舎飼外のように、あそこに牛舎もありますので、一時的にそういった、避難させるという意味になるのかどうかかわからないのですが、夜襲われるのなら、そういったことも一つの手かなと。

今年しばらくではなく、今後、ヒグマが増えているのかどうかかわかりませんが、そういった状況が多分続くのだろうというふうに想定されます。そういった考えも視野に入れながら、まずは課の中で協議を進めていってほしいと思うのですが、どうでしょうか。

- 議長（堀議員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（川越課長） 町営牧場の管理の関係でお話が今あったと思います。ご存じのとおり、各預託者のほうには、私どもから早期退牧の希望を募らせていただいたところでございます。結果として、問い合わせが数件あったものの、状況としては1頭も退牧をされていないというふうに、現場では押さえております。

それで、夜間の被害が標茶町のほうでは多いということ踏まえて、近隣の、今おっしゃいました道路1本隔てて、いつ厚岸町に入ってくるかわからないという部分では、町営牧場においても、大変危惧される部分というようなことで、こういう対応をさせていただいておりますが、いろいろ、例えば全頭を舎飼に持っていくですとか、ボックスの移動等は検討しましたが、ご存じのとおり、施設の規模ですとか、作業の時間もかかりますし、希望を募った中で、そういうことでなかったものですから。

ただ、今おっしゃられた一部の貴重な牛につきましては、今後引き続き、そういうことも視野に入れながら、預託者の希望を伺いながら、対応できる部分については検討してまいりたいと思います。あと、農家さんの部分のほうも、農協さんと情報共有しながら、農家さんに周知をしていただいておりますので、同様に家畜等の被害ができるだけ遭わないように対応を進めてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 今、課長から答弁をいただきましたけれども、牧場も本当に朝晩の巡回、本当に、まず人命第一ですから、牧場の職員は毎年のように熊を目撃していて、本当にそばで作業しているっていうお話を毎年のように聞いておりますから、油断することなく、やはり職員の命は、まず守っていただいて。

それからやはり、出沒ですからしょうがないのですけれども、やはり地元の猟友会、全て駆除するのがいいのか、捕獲してまた山に返したってまた来てしまうので、危険な被害を及ぼす場合にしか多分駆除しないだろうとは思っているのですけれども。むやみに多分駆除できないものと思っていますから。しかしそういった場合でも、やはり通報を受けたら、足あるので逃げてしまいますけれども、連携をとって、迅速な対応をしていただきたい。

あと、太田農協さんも放牧地、牧場持っていますので、やはり連携した中で、同じような対応をしていていただきたいのと、農協ともやはり連携をとっていただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） 答えいたします。

熊につきましては、個別の出沒状況によりまして、個別の対応を図っておりまして、その熊がいかに危険性があるか、もしくは全く危険がないかによりまして、対応を図っているところであります。問題個体と判断した場合には、ヒグマ駆除員、町には6名おりますけれども、そのヒグマ駆除員の出動、さらには箱わな等を仕掛けまして、そういう問題個体につきましては、確実な捕獲を目指してやっておりますのでご理解願いたいと思います。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 ぜひ、本当にまず人命第一でよろしくお願ひしたいと思います。

次に移らせていただきます。

若松地区の農地の問題なのですけれども、答弁書にも書いてあるとおり、2戸の農家が国の事業を使って、大きな牛舎を建築している。また、そのほかにも規模拡大したいという新規就農の方ですとかいますので、どうしても足りないというお話を聞いております。

それで、あそこには太田農協の、離農跡地が太田農協を買い取って、保有地、所有している土地があって、それも売却して、規模拡大農家に売り払いとか貸し付けしているのですけれども、それでも足りない状況にあると聞きまして。

あそこには町営牧場の採草地が80ヘクタールか100ヘクタールか、ちょっとわかりませんが、それくらいあるとお聞きしております。町営牧場の事務所からもかなり遠

いし、今後預託頭数の変化によって、その装置が必要か、必要でないかわかりませんが、多分、私の判断ですけれども、それほど預託頭数は増える傾向にはないのかな。余力があれば、やはり農家に貸与するなり、譲渡するなりして、そういった、やはり個々の農家のまず、毎日食べさせる粗飼料ですから、そういったのもやはり町として検討していただきたい、そんなふうに思いまして質問させていただいているのですけれどもいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） お答えいたします。

若松地区の農地が不足しているという部分につきましては、1回目の答弁のとおりでございますし、私どもとしても、地域の状況としては、そのような現状にあると認識しているところでございます。

ご質問の町営牧場の部分になりますが、町営牧場は今別寒辺牛団地が若松周辺の団地になりますけれども、採草地としては、約45ヘクタール程度しかございません。そのほかには、放牧地はございますけれども、採草の部分でいいますと、約45ヘクタールということになっております。

大規模化を進めていく意向が、若松地区においては特に強いということを伺っておりますし、餌が不足してくるという部分からいきますと、今の町営牧場の現状を考えますと、すぐに対応というのは考えられないということが1回目の答弁で、私たちの意思なのですけれども、過去には、実は調べてみますと、草を販売をしているようなことがあったというふうに調べておりますので、その辺の町営牧場の運営に支障がないような形で、地域に貢献できるようなことがあるのかどうか、今後の町営牧場運営委員会等を経て、将来の町営牧場のあり方も含めて、若松地区に限らない話にも発展する可能性もございしますので、総合的に地域のご意見を聞きながら、検討してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 ただいま、課長の答弁のとおりだと思うのですけれども。若松地区、あそこは隣まちの浜中町にも隣接しております。近隣の農地が余っているような状況があれば、やはりそういったものも貸していただいたりするという、農業委員会の情報を密にすべきではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（堀部局長） お答えいたします。

今現在、浜中町で農地が余っているという状況は、ちょっと聞いておりません。今後、そういった状況が、調べた結果、農地が余っているということであれば、そういった協議が必要になってくるのかなと思っているところでございます。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 農業委員会の局長もそういった意味で、やはり浜中町とも、常にそういう情報交換しながら、遊休農地はつくれないので、そういった場合はやはりお互いに情報交換しながら、何とかうまくやっていただきたいなど。また、そういった面も、水産農政課のほうも、やはり連携をとってやっていただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 今おっしゃられたとおりですので、私ども農業委員会等の情報の連携を密にしながら、広域的な分野も含めて、さまざまな視点から検討を関係機関と進めてまいりたい、このように考えております。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 よろしくお願ひいたします。

次に移らせていただきたいと思います。

農道の整備なのですけれども、なかなか難しい問題で、答弁書には市街地のほうも7割に満たない舗装化だと。ぱっと見はそんなふうには見えないのですけれども、あとは270キロメートルくらいは、やはり郡部のほうだという答弁なのですけれども。

確かに砂利とかは引いていただいて、毎年整備していただいております。ですけれども、やはり舗装の亀裂が非常に気になるのです。多分、乗用車だとそんなに衝撃ないのでしょうけれども、よく運送業の方とか、大型トラックはスプリング折れたらどうするのだとか言われてしまうのですけれども、厚岸町予算もないので、なかなか直せないのですけれども、やはりひどいような亀裂は自前でいいですから、何か一時的に埋めることによってできないのでしょうか。多分、建設課の道路パトロールもしていても、多分ひどいようなところはやってくれているのだとは思っているのですけれども、なかなか進んでいないのです。

私ごとですけれども、道道も自分家の前、カルバート入っていて、段差すごかったのですけれども、何年たっても直してくれなくて、今年ようやく直してもらったのですけれども。北海道でもその状況だから、厚岸町もなかなか難しいのかと思ってしまうのですけれども、建設課の考えとしてはどうでしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 今、舗装の亀裂ということでの質問でした。舗装してから、きっと5年から10年たてば、道路に対して横断的なクラックは、大体二、三十メートルピッチには入ってくるのかなと。これはアスファルトの劣化に伴う、あとさらには凍上による影響で、必ず入ってくるものと考えています。

これまで町のほうとしても、通行に支障がある範囲、通行に支障がある段差であれば、それは今質問者言われるように、直してきているつもりです。ただ、全ての町道において、その亀裂、全部対応しないとならないのかと、これは現実問題として難しい問題でございまして、当然それは日ごろの道路パトロールによって発見されるクラック、さらには地域から、そういう電話によっての情報提供によって直しているクラックがあるということです。

私が知る限りでは、今現在は一般車両が通行に影響のあるクラックについては、全て直しているものと判断しています。ただ、今言われるように、車の形態、トラクターであれば一般乗用と比べれば、そういう振動に対しても影響を受けやすいのかなと。これについては、改めて、またちょっと農家さんの張り付いている場所、さらには奥に装置が張り付いている場所、この状況を確認しながら対応する必要があると考えています。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 今、課長の答弁のとおりなのですけれども、私を感じるのは、ちょっと町道名何号線って調べていないのでわからないのですけれども、まず太田地区の2の通りを過ぎて、井上耕助先生の石碑のあるほうへ向かう、片無去農免農道でしたか、看板あるの、あの区間がまず1点。それと、糸魚沢小学校から大別上風蓮線に抜けるまでの道路。乗用車では余り気にならないのですけれども、やはり農耕車が走るには、農耕車ってスプリングもショックアブソーバーもついていないので、もろ衝撃を受ける。それと、後ろには作業機つけているので、その振動も大きいと、よく農家さんから言われるのですけれども。

もう一度、ちょっと調査をして、本当に、乗用車では大丈夫なのです。そんなホイールが痛めるとか、そういう心配は全くないのですけれども、やはり大型トラック、頻繁に走って歩きますから、そういった農耕車のこともちょっと考えていただいて、できるところからいいですから補修作業していただきたいと思うのですけれどもどうでしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 町道、すなわち公衆用道路なのですけれども、町道にも、やはりいろいろな場所によって、利用の状況も当然変わってきますし、車の交通量であったり、住宅が張りついている、張りついてない。やはり基本的にはまだまだまちの中でも舗装になっていない場所というのは数多くあって、各地域からの当然要望もたくさん上がってきます。その中で、この1回目、町長からの答弁にもありましたが、優先順位をつけて、これはもうどうしようもないかなと。

また、今まちの中でもいろいろな舗装がございまして、路盤まで全部入れかえて舗装する道路もあれば、既設の砂利面に舗装だけをかぶせて舗装。既設の路盤だけに舗装かけてしまうと、凍上であるとか、大型車両によって路面がすぐひび割れ、あとは轍ぼれ等の発生を引き起こすものですから、舗装化ということになれば、それなりの路盤断面が必要となってくるのかなと。そうなれば、当然、それなりに費用等も発生するもので

すから、その辺については多くの要望箇所から計画をもって舗装整備を進めていくという考えで、何とかご理解していただきたいと考えています。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 わかります。多分、私も同じ立場だったらそうせざるを得ない。市街か区域内でも未舗装って、私余り感じないのですけれども、今年とかって、新たに砂利道を舗装にしている市街地でっていう箇所ありますか。ちょっとお聞きしたいと思います。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 今、これからやり始めるのが宮園町。役場の道路維持詰所。あそこ奥に町有地があって、土捨て場として利用している場所でございますけれども、そこについては、今現在、未舗装の状態となっている場所を今年度舗装化いたします。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 あそこは詰所ですから、車両もよく頻繁にとおるのですけれども、やはり優先といえば優先なのかなと思うのですけれども。やはりこのまち、湖北、湖南地区に85%以上の人口が住んでいるものですから、そういった意図はわかります。だから、市街地をできるだけ早くやっていただいて、郡部のほうに上がってきてほしいと思うのです。順調にいくと、床潭・末広間道路、それから太田・門静間道路、あと2年くらいすれば終了しますよね。やはりライフラインである道路の建設って大事だと思うので、その次から徐々に3カ年計画ですとか、長期な総合計画とかにものつけていただいて、何とか前向きにやっていただけるよう検討していただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 今後において、前向きに検討したいと考えています。

●議長（堀議員） 以上で、大野議員の一般質問を終わります。

次に、1番、竹田議員一般質問を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 先に通告していました質問通告書に従って、質問をさせていただきます。

1、災害対策について。

（1）災害時の対応について伺います。

ア、災害時に必要な仮設住宅の立地場所の検討はされているのか。

イ、災害時の燃料の備蓄状況はどうなっているのか。

ウ、液体ミルクの備蓄への対応についての考え方はどうなっているのか。  
エ、ペット同行に対しての対応はどのように考えているのか。  
オ、感染防止トイレの導入についての対応はどのように進んでいるのか。  
以上であります。よろしくお願いします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1 番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の災害対策についてのうち、始めにアの「災害時に必要な仮設住宅の立地場所の検討はされているのか。」についてであります。仮設住宅とは、災害救助法に基づき供与される施設で、プレハブ等の仮設住宅のほか、既存の民間賃貸住宅を自治体が借り上げて仮設住宅とするものも含まれます。

当町において、仮設住宅の供給が必要と想定される災害としては、十勝沖から択捉島沖の千島海溝で起きると予測されているマグニチュード8.8以上の巨大地震が考えられ、東日本大震災のような地震と津波の可能性が高いとされております。

仮設住宅を建設するとした場合、災害発生から短い期間で対応しなければならないため、造成の手間がかからない平地に建設されることが多く、大規模な公園や学校敷地に建設される場合が多い状況にあります。

しかし、東日本大震災のような津波が発生した場合、たとえ建設に適した土地であっても、津波に浸水した地域に仮設住宅を建設することは、適当ではないと考えられます。

このようなことから、仮設住宅の立地場所としては、津波の浸水区域外にあり、造成の手間がかからず、比較的広い面積が確保でき、市街地から近い町有地である太田農村公園周辺と、これから整備を行う、仮称、湖南地区避難広場が適切と考えております。

次に、イの「災害時の燃料の備蓄状況はどうなっているのか。」についてであります。災害対策の拠点となる役場庁舎については、非常用電源の燃料として100リットルの軽油を備蓄しており、約7時間の電源供給が可能となっております。

また、津波警報以上が発表された際に災害拠点となる厚岸消防庁舎については、非常用電源を72時間稼働することができる燃料が備蓄されております。

役場庁舎等の不足する燃料については、「釧根地方石油業協同組合厚岸支部」との「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」により、優先的に燃料の供給が受けられることになっております。

次に、ウの「液体ミルクの備蓄への対応についての考えはどうなっているのか。」についてであります。国産の液体ミルクについては、賞味期限6カ月のものが今年3月に、賞味期限1年のものが4月に全国販売されました。

液体ミルクは、常温で保存が可能で、お湯の確保が難しい災害発生時でも乳児に飲ませることができることから、災害備蓄品として注目されてきております。

現在、町では、粉ミルクを備蓄しておりますが、その一部を液体ミルクに切り替えを行うため、試験的に240ミリリットル缶24本入りを2箱、先月発注したところであります。

納品されましたら、湖南地区と湖北地区の避難場所に備蓄しますが、賞味期限が短くコストも高いことから、粉ミルクと併用しながら、今後数量を増やしていきたいと考え

ております。

次に、エの「ペット同行に対しての対応は、どのように考えているのか。」についてですが、大規模な災害時には、多くの被災者が長期にわたり避難生活を送ることになります。この中には、犬や猫などのペットを飼養する被災者もいれば、ペットを飼養しない被災者もあり、いずれも同じ被災者として、ともに災害を乗り越えられることが必要です。

災害時に行うペットへの対策としては、飼い主が自らの責任のもと、災害を乗り越えてペットを適切に飼養し続けることであり、町は、飼い主による災害時の適正飼養を支援すると同時に、ペットを巡るトラブルを最小化させ、ともに災害を乗り越えられるように支援することが必要と考えます。

現在、町では、小中学生や自治会等を対象に避難所運営訓練を行っており、この中で、避難所でペットとともに生活する上で、気をつけなければならない点や、その工夫を考えながら行っております。

安心してペットと暮らせる避難所は必要なことと考えており、パンフレット等を作成し、さまざまな機会の中で住民の皆さんに周知していきたいと考えております。

次に、オの「感染防止トイレの導入についての対策はどのように進んでいるのか。」についてですが、災害時にライフラインの途絶による生活への影響は大きく、その中でも避難所等のトイレ対策は、避難者の健康管理はもとより、避難所の衛生対策を進める上でも、重要な課題と認識しております。

災害時には、上下水道等のライフラインにも被害・影響が発生し、避難所が開設されれば、し尿処理や感染症対策等について、即座に対応を迫られることになります。

現在、町では据え置き型の簡易トイレを12箇所の避難場所に設置し、それ以外の避難場所には非常用トイレを配備しております。

災害用のトイレにはそれぞれ特徴があり、災害発生の場所や発災からの時間経過、設置する場所、使用する人の事情等の諸条件により、設置に適したタイプも変わってきます。

このため、避難所や地域の実情等も考慮しつつ、トイレの種別や特性を踏まえて必要数の確保を図る必要があります。

感染症を防止するトイレの一例として、水を使わず、圧着機によって自動で排泄物を1回毎に密封する「自動ラップ式トイレ」というものがあり、衛生的で感染症対策に有効とされております。

これらも含め、避難場所全体のトイレ配置を見直し、避難者の利便性や安全を考慮したトイレの設置を検討し、来年度の設備計画に反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 まず、災害時の対応についての災害時の立地場所の検討ということで、厚岸町は検討されているということで、場所についても最適な場所を考えられているということで、大変安心するものであります。

この立地の検討という部分で、最近、満足の部分について指摘がされてきています。やや満足という形が44%、不満というのが大体44%で、この満足と不満足との割合が、大体フiftyフiftyくらいにはなっているのですが、この仮設の中で問題なのが寒さ、暑さ対策であります。今後この仮設住宅に関しても、まちとして北海道の、この厚岸については、夏に災害が起きるとというのは100%限らないわけでありまして。そこで、よりよい生活をできるためにも、その寒さ対策等、少し研究していただきたいと思います。

それからもう一つ、この仮設に対して問題が起きているのは、例えば入居してから退去までの期限が設けられるのが一般的であります。この退去するときに、入居祈願の延長がほぼ全国的にも問題になっています。こういった退去の問題についても、いろいろと研究をしていただきたいと思いますと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 仮設住宅における環境問題、暑さ寒さの対策等々の話ですが、けれども、私もそれにつきましては、議員と同様の考えを持っております。夏場は今、千葉のほうでかなりの停電で、暑さにやられているというような状況がありますけれども、北海道の場合は特に寒さに対して、検討していかなければならないだろうとも考えております。

実際、昨年、胆振東部において、厚真町などの仮設住宅の例を見ますと、以前に比べると、やはり生活環境がよくなっているような仮設住宅の建設が進められているように、私も感じっております。

厚岸町において、実際そのような状況が起こりえないとは限りませんので、実際、どのような仮設住宅にすべきかどうなのか。そのときの状況にもよると思いますけれども、しっかりと配慮する部分等を考えていきたいと思っております。

それとまた、入所期限の問題であります。仮設住宅は大体2年程度でというような入居の期限が決められていると聞いております。現在、ちょうど、またこれも東胆振の話になりますけれども、そろそろ残り1年を迎えて、仮設住宅を出た後の行き先が問題となっております。

災害時用の公営住宅の建設、これには入れる方、もしくは住宅を建てるにも、建てる資金がない高齢者の方々等々、建物に入る段階で確実に退去のお話は出てくるものと思っておりますので、これらはちょっと国の制度とも関係していく部分がありますので、しっかりと今後、この辺の災害救助法との関係になってきますので、いろいろと検討してまいりたいと思っております。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 退去後の入居できる場所です。適切に準備するということは、大変大事なことで、町内の、例えば民間の部分で、例えば津波被害、地震被害等々の災害が起きたときに、どこの場所が入居できる場所が残っているのかということを瞬時に調べる、そう

いう調査をして、そして入居できる、できないというところをいち早くデータを集めるといった、これはすごい必要だと思うのです。

そういったときのデータ集めを、誰が、いつ、どのような形でやっていくのか。この順番と、それからデータを集める仕組み、これを町内である程度きちんとした枠組みをつくっておくべきだと思います。そういったことも、災害にあわせて研究していった、そういった形が1番いいのか、ぜひ研究していただきたいと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 災害発生しての、その後住める、住めないの住宅の関係、こちらにつきましては、民間住宅も含めて、例えば大規模な災害が発生したとした場合、どうしても建物の調査、すなわち罹災証明の発行事務が行政には出てきますので、その段階でしっかりと、この住宅が使えるものなのか、使えないものなのかという調査はしなければならないと考えております。

その中で、例えば民間住宅、または町営住宅、こちらの被災状況も全て調べることになるだろうというふうに、私考えております。この辺の流れにつきましても、現在、この罹災証明の発行をどのような手順で行っていくのか。システム導入も含めてなのですけども。

実際、私、厚真町のほうに派遣職員ということで、罹災証明発行事務のほうに携わってまいりました。その際、大まかな流れ、このようなものを勉強させてきたところであります。これらも経験生かしながら、実際、被災、災害が発生したときに、この住宅問題、どのような形で対応しなければならないのかということ、今からしっかりと勉強していきたいと思っています。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 それから、この仮設の避難場所の住居のところに、今あちこちで、日本全国で問題になってきている中で、受け入れの問題、一つについては寝具、それから食料、それから衛生面に対するいろいろな、さまざまな備品、これらが届いても、まず保管をする場所がない。受け入れ体制がしっかりしていない。これ、仮設住宅をつくっても、そういう場所をつくるということがないのです。それが今、仮設住宅プラス備蓄する倉庫、そういったものをつくるべきだという話が出ています。

住むところだけではなくて、住んでからの、そういった対処ができる保管庫、倉庫、言い方はいろいろあると思いますが、そういった部分について、例えば食料だとかが来ても、腐って投げてしまう。日持ちがしない。そういったものもあります。そういったところ、解決していかなければならない問題が浮き彫りになっています。

そういった部分で、この厚岸町においての災害対策の仮設住宅のところに、遠い場所に保管庫を持って行って、その場所まで運搬するということが、なかなかできない。そういったことも考えて、近くに保管庫ということも考えるべきと思いますが、その辺も

あわせて研究していただきたいと思いますのでいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 支援物資の受け入れ等々の話になろうかなと思います。こちら、支援物資につきましては、基本的には厚岸町社会福祉協議会のほうのボランティアセンターというところが窓口になって、物資の受け入れ、それらの事務を携わるというふうに、流れとしてはなろうかなと思います。

ただし、このボランティアセンターの運営につきまして、私どもも全く知らんぷりをしているわけではなく、今年度におきまして、私ども危機対策室のほうで、しっかりとしたメンバーの中になりまして、ボランティアセンターの運営のあり方についても、町としてしっかりとかかわっていくというようなことで、協議の場が既に持たれております。

物資の受け入れ、または保管につきましては、これら社会福祉協議会側との話し合いも必要になってくるであろうし、また仮設住宅の建設位置も、先ほど太田並びに湖南地区の避難場所というような想定をしておりますが、実際のところは起きる災害によって、その場所が果たして適切なのかどうなのかという判断も必要になってくるであろうと思っております。

例えば、津波の問題がなかったとしても、地割れが発生して、これは仮設住宅を建てるには適切ではないというような判断をせざるを得ないという場合もあるかなというふうに、私は思っております。

ですから、ちょっと言葉適切かどうか分かりませんが、決めうちで備蓄倉庫なり保管庫というものを、想定される仮設住宅建設位置が近くに建てるということは、ちょっと私は無理があるかなと思っております。それよりも、備蓄倉庫なり保管庫として、確実に使えるような、例えば既存の建物、こういうものを明確にしておいて、そこでしっかりとした受け入れ体制が整えると、こういうところを考えていったほうがいいのではないかなと思っておりますので、議員おっしゃることも含めて、これから検討してまいります。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 議長、すみません。質問の課題が立地場所の検討はされているのかということなので、そこに特化すると、私の質問が、今することが、ちょっとずれる部分もあるかと思っておりますけれども、そこは深く追求しないので、ちょっとお許し願いたいと。

●竹田議員 仮設住宅に関しての受け入れの保管庫というのは、非常に大事だと思います。その場所ですぐ使いたいものを、その場所に置くということ、では地面の上に並べておくのかと。シートかけて置いておくのかということを考えていただきたいと思います。保管庫といって、何十平米、何百平米もあるような大きな保管庫ではなくて、その仮設住宅に、今日、明日、1 日、2 日、3 日備蓄しておかなければならない最低の

ものもきちんと置ける場所、そういった考えで考えてほしいなと思って言ったわけです。もう一度考えていただきたい。

それからもう一つ、仮設住宅をつくります。そこで、今までの仮設住宅でずっと問題になってきたことは、仮設住宅をつくる、いろいろな人が集まります。例えば、太田自治会、奔渡自治会、その人たちがそこに全員集まるのならいいのです。いろいろな自治会の人が集まってきて、不特定多数の人間がごそっと集まってくるのです。そういった場合に、受け入れ体制、それから配布したり、それからその一つの部落ができるわけですよね。一つの集落が。そのときに、やっておかなくてはならないことがあるということで、それは一つに、組織づくりです。その仮設住宅に集まった人たちの組織づくり。要は自治会のような感じのマニュアルづくりというのを瞬時にどうすべきか。例えば、会長つくるとか、いろいろなことをやらなくてはならない。

そういったことを厚岸町でも、その仮設住宅に集まった部分について、どのような組織づくりを、どのようにしてやっていくかということもあわせて考えていただきたいと思うのですがいかがですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） まず前段の仮設住宅付近における備蓄の関係。私、全体的な町の備蓄の受け入れの関係でお話をしてしまいましたけれども、議員おっしゃるとおり、仮設住宅のすぐ周辺に、やはりそのような保管庫は、私も必要だと感じておりますので、この辺も、ちょっと仮設住宅建設計画みたいのが、果たしてできるかどうかかわからないですけれども、仮設住宅を建設する際には、このようなスペースも設けるといような形で検討というか、実際のときには、そのような対応をとる必要があると思います。

それと、もう1点の仮設住宅ができた際における、その問題となる点。これにつきましては、私も新しいコミュニティが、そこで形成されるというふうなことで、その問題点というのは、結構報道もされておりますので、私も知っております。

厚岸町の地域防災計画の中におきましても、避難所の運営管理という中で、この仮設住宅に入る入居者の方々のコミュニティの形成をしっかりとっていくというような文言も計画に記載されておりますので、避難所の運営と並びに、これは避難所でも同じことが言えるであろうと思っております。避難所にも、その地域の方々以外もいっぱい、いろいろな地域の方々が来て、例えば仮設住宅ができあがるまでの間、そこでやはりコミュニティ、自治組織みたいなようなものをつくってもらって、その運営をしっかりとやっていってもらわなければならないというふうにならないと、私も感じておりますので、この辺につきましては、避難所におけるマニュアル等を作成して、例えば、その避難所がある地域の自治会や自主防災組織の皆様方に説明していけるような体制をとっていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 よろしく願いいたします。

次の災害の燃料備蓄の対応についてということなのですが、9月4日の道新に、1時間から7時間の確保ができると、燃料に対して。これは厚岸町が書かれているのです。ところが、答弁については1時間どころか、国が自治体に求めている72時間を確保するということを守られているわけでございます。この報道というのは、今日の質問に対しての答弁と、それから9月4日に出た道新のものと食い違ってしまいますけれども。これについては、やはり町民は1時間から7時間というのは、72時間以上やっていますというよりも、ほんのわずかで、悪いほうのわずかに入っているのです、厚岸町は。これは町民に対しても、不安が非常に高まってくる部分があると思うのです。

これは、ちょっと問題かなというふうに思うので、これをどういうふうに払拭するか。今後の広報あつけしについても、このように厚岸町はなっていますので、道新とは違うのですという書き方はしなかったとしても、何らかの形で、この町民の不安を払拭していくような形をとっていかないと、これは不安が不安を呼んでしまう形になってしまうと思うのですが、この辺もうちょっと何かしなければいけないと思うのですけれどもいかがですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 北海道新聞の先般の記事を見て、皆さん方も、多分びっくり、驚かれたかなというふうに、私も思っております。実際、北海道新聞の、実はアンケート、聞き取りにつきましては、災害対策本部云々かんぬんではなくて、ピンポイントで役場庁舎、役場庁舎の非常用電源どうなっていますか、何時間持ちますか、というようなアンケートの内容でありました。ですので、町長が最初にお答えいたしましたけれども、厚岸町のちょっと特異的な災害対策というか、防災の拠点の部分、そのような部分が全く加味されてはいない状況下での新聞報道であったなというふうに、私ども認識をしております。

ただし、やはり道新にこのような全道版並びに翌々日には多分、釧路根室地方版のほうにも大きく出たかなと思いますので、この辺につきましては、厚岸町の防災対策、今こうなっていますよ、それらも含めて広報誌等々で町民の皆さんのほうにお伝えをしていきたいと考えています。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 そうですね。町民の不安を仰ぐような、こういう記事というのは全く違うぞということを、きちんとやはり言うべきだと思うのです。

では、72時間でいいのかという話にはなってしまうのですけれども。厚岸町としては、その72時間、国が要望している72時間に対応できるだけのことをしていると。もし足りなかったら、協定結んでいるので、油は何ぼでも入ってくるのだというような感じなのですけれども、そこはそうならないと思うのです。使う頻度の問題もあるだろうと思います。そういった部分について、この72時間でぎりぎりもつのか。いやいや、100時間も

つのだけれども、一応72時間もちますよと言っているのか。その辺の伝は伝わってこないのです。その辺はどのようになっていますか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 防災協定区にあります消防調査の72時間のお話というふうに、それでお答えをさせていただきます。実際のところ、72時間、消防庁舎のほうで非常発電をまかなう、稼働させるためには、約2,000リットルの燃料が必要になります。消防のほうでは、これらにつきましては備蓄をしておりますので、72時間は間違いなく、例えば司令室だとか、3階のほうに設置してあります災害対策本部、部屋、こういうところに対しての電源供給はできていけるというふうにお話を聞いております。

ただし、やはり災害の規模、種類にもよると思いますけれども、先ほども言いましたけれども、台風10号による、この千葉県での状況を見ると、まだ電気が復旧していない。復旧するのも明日、明後日だとかという、完全復旧になると、そのようなところまで時間を要しているといったような報道もされております。ですから、決して消防庁のほうで72時間の油を確保すればいいのだというのは、そうにはならないというふうには考えられます。

ですけれども、備蓄の燃料そのものも、では一体幾ら備蓄すればいいのかと。そしてまた、燃料備蓄ですから、こちらまた消防法の関係によって、ある一定量の今度燃料を備蓄というふうになりますと、またそれなりの代替的な仕組みが必要になってくるというような部分もあります。そのため、石油の組合のほうと協定を結ばさせていただきまして、優先的に燃料が確保できるというようなことを担保にして、最低でも72時間の燃料を備蓄というふうに、町のほうでは考えております。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 釧根地方石油協同組合厚岸支部というから、厚岸支部に石油を取り扱っている組合の備蓄されているところから、当然燃料が回ってくると思うのですけれども。中には優先的というふうに燃料が供給受けられることになっていきますというふうになっていますけれども。中には役場よりも力がある厚岸町の町民も、中にいるわけですから、どの程度優先なのかがよくわかりませんけれども。そういったことを考えると、もとは厚岸町に今備蓄している部分が、全町で、例えば何日分備蓄されているのか。そこは押さえているのですか、厚岸町として。まず、そこから始まるのではないかと思うのですけれども、その認識はされているのかどうなのか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 申しわけございません。全町的な石油における備蓄の状況については、私把握しておりません。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 厚岸町として、真冬に災害が起きたというのが適切な考え方だと思うのです。真夏の余り使わない時期ときではなくて。そういった場合に、厚岸町の備蓄量が、全体の町民が使うという想定で何日もつのかということは、これは厚岸町としても必ず押さえておかなくてはならない数字だと思うのです。この辺をまず上げていってほしいと思います。

また、それプラス、例えば軽油関係はそれぞれ運輸会社というのですか、運送会社というか、土建屋さんも、地下タンクに設けている場合と、地上に設けているタンク、これらについても、それぞれ会社によって、持っているところと、持っていないところもありますけれども、それらもあると思うのです。そういった部分もきちんと厚岸町として把握するべきだと思います。

それらも含めて、厚岸町の緊急災害のときに、どういうのを活用できるのかということとを研究していただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 町内における一般家庭等も含めた燃料の消費の部分、こちらについては、多分ですけれども、各そのような販売をしているところの、販売実績のほうから、大体どの程度の燃料が使われるのだということは想定はされるかなと思います。この辺については、実際の災害起きた場合について、厚岸町にどの程度の燃料があるのかという部分も含めて、いろいろちょっと検討していかなければならないと思っています。

ただし、厄介なのは、やはり、例えば東日本大震災のような津波が厚岸町にきた場合は、多分、この市街地にある石油のスタンドは全てやられてしまうと。すなわち、備蓄している燃料も全てなくなってしまっている状況下にあると。また、前回の、昨年度のブラックアウトのような停電時であれば、設備は何ら壊れていけませんので備蓄している燃料でどの程度時間がいけるのかというような計算も成り立つであろうに思います。さまざまな、その災害を想定して、例えば非常時の発電または暖房等、どの程度の燃料が確保できて、そして消費をするのかというようなところを、ちょっと研究させていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 室長、今お話の中で、今後、湖南、湖北の低いところで津波が来て、油がなくなってしまったという状況も考えられると。それは非常事態のことも当然考えなくてはならないと思うのですけれども。普通の津波、普通の災害、被害のときに、やはり量を押さえておくということはとても大事だと思うので、そこはきちんとやっていただいてももらいたいと思います。

それと、これは僕はまだ調べていないのでわからないのですけれども、緊急防災減災

事業債というのがありますよね。この中で、厚岸町としては、海に近いまちが非常に多いと。結局、海から離れて、例えば津波が来たり、何だりして、助かる地域というのは、ほぼ少ない。非常に少ない。例えば太田とか、高台の部分。そうなったときに、備蓄を高いところにもっていくといった部分で、災害に必要なものを備蓄する燃料庫を建設するといった場合に、例えば太田の付近につくるとかということも考えるべきではないかと思うのです。厚岸町として。ほかの町村、いろいろあると思うのですけれども、厚岸町としてはそういうことも考えなくてはならない。そういった場合に、この緊急防災減災事業債というの活用できるのかどうなのか。これらについては研究されていますか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 備蓄の関係ですけれども、議員がおっしゃるとおり、私も、例えば個々の避難場所なり、集会所で、例えばポリタンクだとか、あとガソリンの携行缶のような形で、それぞれが備蓄しておくことがいいのかどうなのかということは、最近疑問に思っております。

例えば、避難場所においては、せっかくそこに発電機と燃料があるにもかかわらず、そこには誰も避難しないで使わなかったということも想定されます。また、燃料につきましては、それぞれ期限があります。そうすると、ある一定の期間になると、全て入れ替えの作業をしなければならないということもあります。そうすると、例えばですけれども、湖南地区と湖北地区に津波の影響がないところに備蓄の燃料タンク等々が整備されると、こちらのほうが多分、使い勝手はいいのではないかと考えております。

これについては、実は私どもも今、検討しているところでして、例えばどの程度の燃料タンク、法的な基準もありますので、それらをクリアした中で、どのような燃料の備蓄というものができるのか。また、どうすべきことが、これからの管理等々もやりやすくなってくるのかということ、今ちょうど研究している最中でありますので、この辺につきましては、もうちょっとお時間をいただきたい。

それと、緊急防災減災対策債、起債のほうの対象につきましては、それぞれの事案でちょっと判断、今の段階では難しい状況というようなことです。難しいというのは、できる、できないの判断をするのが、私が難しいと言っていることで、個々の事案によって、いろいろ考えなければならない。例えば、起債の対象になるのであれば、例えば備蓄倉庫のほかに、例えば何かが必要なのかとか、そういうのも引くくめて、ちょっと判断をしなければならないと思っていますので、ちょっと起債の対象になるかならないかということについては、ちょっと回答のほうはご勘弁いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 ぜひ、その辺研究していただきたいと思います。この防災緊急防災減災事業債もいつまでもある国の施策ではないと思うので、早急に活用ができるのであれば、活用していただきたいと思います。

次に移りたいと思います。液体ミルクの部分、これについては早々に、先月にもう発

注をかけているということで、大変ありがたいお話であります。これはもう、お礼を申し上げるしかないくらい、スピード感のある対処ということで、大変うれしく思います。

今後、液体ミルクの部分については、半年が今度1年になって、もっともっと長くなっていくような商品開発がされてくると思うので、逆にそっちのほうを期待したいと思います。

次に、ペット同行に対しての考え方なのですが、問題は、要するに人と犬のかかわり方が、それぞれ人によって違う。例えば、盲導犬とかが、必要な人は、命の2番目に必要な部分で、いなくてはどうしようもないわけですよね。そういった部分については、盲導犬を扱っている、扱う側、それから盲導犬のそばにいない状態ができたときに、盲導犬を扱う人にどれだけ自分の犬と接することが必要な人に対して、どれだけの理解があるかないかという問題が出てくると思うのです。

こういったものというのは、普段からどのような接し方をするか、どのような接し方で、どういう理解ができるかというのは、災害が起きてから急に犬嫌い、アレルギーで、仕方ないからといってそばに来て急に治るものでもないし、急に協力できるものでもないわけですよね。というのは、やはりこういった災害のときに、どうすればいいのかという部分、必要な人と、全く犬を必要でない人、その隔たりが大きな問題になっていることは、今までの日本国内の災害で、仮設なり、避難場所なり、一時避難場所なり、いろいろなケースがありますけれども、どうしてもそこに隔たりがずっと残って出ているわけですよね。

そういった部分について、やはり被害が起きてからどうのこうのではなくて、被害が起きる前にどうすべきかということを考えなければいけないのではないかと。それは厚岸町として、何かの町民に対する理解を求める、そういう行動が必要だ。その行動に対しては、こういう理解をしてほしいということ、何かマニュアルをつくるとか、それから町民に対して、そういう理解を求める、何かを発信したり、行動をしたり、そういった研究をしたりというのは、今まで私の中ではなかったように思えるのです。

これから、想定をした中で、いろいろな日本国内で、一次避難所、二次避難所、そして仮設住宅等々ある中で、いろいろな問題点が出てきた中で、こうすればいい、ああすればいい、そういう研究をして、いろいろな各自治体で取りざたされているマニュアル本が、それぞれ、私たちには目にはしないのですけれども、そういうのも出てきていると。

東京暮らし防災というの、これあるのですけれども、ものすごいページ数で、159ページくらいにもなるこのものがあるのですけれども。ここには例えば帰宅困難になったらとか、火災が発生した直後にはどうしたらいいのかとか、普段の住まいの防災についてはどうしたらいいのかとか、非常袋は何を入れたらいいのかとか、子供と一緒に備える防災はどうしたらいいのかとか、出かけるときの防災はどうしたらいいのかという、すごいさまざまなことが載っています。

このマニュアルをまねして厚岸町でつくれと私は言いません。ただ、自治体によってホームページで検索すると、ただでコピーできるようなシステムに、どこの自治体もなっているのです。こういったものをぜひ厚岸町も活用していただいて、何が厚岸にとって、この中全部が必要だというふうにはならないと思うし、全く不必要で、厚岸町には全く

向かないものもあると思います。これらを各自治体で、例えば熊本の震災、東京の震災、今までの各自治体で困ったこと、いろいろなものが蓄積されて、こうしたらいい、ああしたらいいということでできあがったものなのです。

今回、東京暮らし防災の中には、非常に感銘するものがあつたのです。というのは、今まで大臣クラス、それから防災に関しての大学の教授、そういう人たちが集まって、こうしたらいい、ああしたらいいってつくったマニュアルが、非常に日本の国内で多かつたのですけれども、今回、この東京暮らし防災の中には、女性の声をということで、実際お乳をやったときにどうするか、生まれたばかりの子供をどうするのかとか、それから妊娠している人はどうするのかとか、実際避難場所に行ったときの困ったこととか、生理現象とか、そういった部分の細かく書いてあります。

これをぜひ、厚岸町も活用していただいて、これを100%まねすれとは言いません。ただ、これを改めてつくるとなると金がかかるので、こういった既存のものをぜひ利用して、厚岸町にとってこれいいなというものを一つにまとめて、町民に早い段階で、厚岸町版のマニュアルをぜひつくっていただきたいと要望したいのですけれども、町長どうでしょう。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狹町長） お答えをさせていただきます。

今、私もやりとりを聞いておりまして、今日の自然災害、厚岸町としては、どちらかというと海に面しているということで、地震、さらには津波中心の防災、減災対策であつたといっても過言でないと思っております。

8年前の東日本大震災のあの悲惨な姿、それを何とかやはり、厚岸町は反省しながら、厚岸住民を命、暮らしを守っていかなければならないというのが、どちらかというと厚岸の場合、それが中心だっただろうと思っているわけであります。

しかしながら、今日では、胆振東部大地震のように、津波に関係ない災害、さらにはまた今日では、豪雨、台風等々の大きな災害が発生する中で、大きな課題が惹起されておるわけであります。

ただいま竹田議員から、縷々お話あつたとおりなのです。そこで厚岸としては、今後どうしたらいいのか。やはり、万全な体制をとる、これはもちろんのことであります。私といたしましては、ちょうどその機会に恵まれたなと思っております。ということは、新年度から厚岸の防災対策室というものを設置させていただきましたが、やはり厚岸町だけでは、どうもやはり広域災害とか、いろいろ起きた場合の対応、大変難しい時代に来ているのではなかろうかという気いたしております。

それで、近く、北海道の危機対策室と協議することになっています。これからの防災、減災対策はどうあるべきか。今、竹田議員からいろいろな質問ありました。このことを、さらにまた今後のことをいろいろと打ち合わせをするということがすでになっておりますので、ぜひその点ご理解をいただいて、厚岸町としての防災、減災対策を確立していきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思っております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 最後に、この東京暮らし防災つくるときに、女性の声は、非常に入っています。厚岸町も、ぜひこの女性の声を取り上げていって、マニュアルづくりしていって、これを最後に望んで終わりたいと思います。よろしくお願いします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） そのことも踏まえながら、やはり今では男性というのは、女性を無視はしていませんけれども、その対応が遅れていったということも、現実の問題でございますので、それも含めて対応するという事になっておりますのでご理解いただきたいと存じます。

●議長（堀議員） よろしいですか。

以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました 5 名の一般質問を終わります。

議案第73号 教育委員会教育長の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第73号「教育委員会教育長の任命に対する同意を求めることについて」その提案内容をご説明いたします。

本年10月27日をもって任期が満了する酒井裕之厚岸町教育委員会教育長を、引き続き教育委員会教育長に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案書12ページをごらん願います。

住所、厚岸郡厚岸町白浜4丁目65番地。

氏名、酒井裕之。

生年月日、昭和31年4月17日。

性別、男。

職業、地方公務員であります。

酒井氏の学歴、職歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。また、任期は、同法第5条第1項の規定により、本年10月28日から令和4年10月27日までの3年間であります。

以上、簡単な説明ですが、ご同意くださるようお願いをいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第5、議案第74号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました、議案第74号財産の取得について、その提案理由をご説明申し上げます。

特別養護老人ホーム心和園は、多床室が50床、短期入所が20床、ユニット型18床、合計88床の入所施設であり、現在、入所者の食事は、厨房で調理した料理を、入所者別のトレイに並べて、厨房隣の配膳室で配膳車に収納した後、それぞれの入所者が食事をする場所まで運び提供しておりますが、入所者が食事をするときには、温かい食事は冷めてしまい、冷たいものは温くなってしまう状況にあります。

このため、家庭での食事のように、温かくつくった食事は温かく、冷たくつくった食事は冷たいまま配膳することにより、入所者が施設生活の中で大きな楽しみとなっている食事の充実を図るため、温冷配膳車等を購入しようとするものであります。

財源については、令和元年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を活用するもので、その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書14ページでございます。

内容でございますが、1として、財産の種類は物品であります。

2として、名称及び数量は、温冷配膳車（補助電動式）2台。温冷配膳車（手動式）1台。温冷カート2台であります。

3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札であります。

4として、取得価格は金831万6,000円であります。

5として、契約の相手方は、厚岸郡厚岸町真栄1丁目155番地、有限会社サンケイであります。

次に、15ページをごらんください。

参考としまして、1として、温冷配膳車等規格概要であります。

（1）温冷配膳車（補助電動式）。

外形寸法、幅1,465ミリメートル、奥行き760ミリメートル、高さ1,425ミリメートル。

製品質量、270キログラム。

トレイ収納方法、リバーシブル方式。

配膳可能数、24膳。

駆動方式、後2輪直接駆動方式。

走行方式、補助電動式。

(2)は温冷配膳車(手動式)。

外形寸法、幅1,395ミリメートル、奥行き760ミリメートル、高さ1,390ミリメートル。

製品質量、195キログラム。

トレイ収納方法、リバーシブル方式。

配膳可能数、24膳。

走行方式、手動式。

(3)温冷カート。

外形寸法、幅980ミリメートル、奥行き660ミリメートル、高さ850ミリメートル。

製品質量、100キログラム。

標準シートパン収納数、最大、冷蔵4段、温蔵10段。

シートパン差込方式、片面差込方式となっております。

2として、納入期日でございますが、令和元年12月15日でございます。

3として、温冷配膳車等概要図は、別紙説明資料のとおりでございます。

16ページをお開きください。

温冷配膳車等概要図でございます。

(1)は温冷配膳車の補助電動式で、正面図と側面図を示しており、この補助電動式2台により、厨房から距離が遠い多床室側の利用者の給食を配膳する予定としております。

(2)は温冷配膳車の手動式で、正面図と側面図を示しており、この手動式の1台により、ショートステイ利用者の給食を配膳する予定としております。

(3)は温冷カートの正面図と側面図であり、この温冷カート2台により、厨房からの距離が1番近いユニット側の利用者の給食の配膳する予定としております。

なお、別途お手元に、参考資料といたしまして、8月28日に執行いたしました「指名競争入札結果」を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長(堀議員) これより質疑を行います。

4番、音喜多議員。

●音喜多議員 今回の発注の関係で、町内業者を使っているということは重々理解できます。入札の結果を見ても、町内業者が応募しているということで、重々これはおわかりできるのですが。一般的にスポーツ屋さん、サンケイさんといったらスポーツ屋さん。そんなことで、今回の電気を使う中で、そういう業者さんが納入、指名というか、業者になるということは、これは違反ではないのでしょうかけれども、このものの納入の精通

というか、普段扱っているというか、町民から見れば、スポーツ関係の衣類とか靴とか、そういった納入業者ではないのかなと。こういう品物に対してはどうかというか、その辺がちょっと疑問に思うところですが。

現在の情勢としては、やはりこれに変わる、今回の製品を納入する適当な業者というか、普段扱っている業者はいるかといったら、私どもも正直いって心当たりはないので。今後こういった事例が出てくるものなのか、どうか。その辺は入札の関係でどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今回、業者さんは町内業者ということで、6社を選定して、指名競争入札というふうにさせていただいております。この業者につきましては、町に物品購入の届け出、こういう物品の取り扱いができますということで、届け出をされた業者さんが一覧としてありますので、その中で、こういう物品を取り扱っている業者さん6社を選定をしたという内容でございます。町外を含めて、そのメーカー等はありませんけれども、町内業者の中から扱える業者さんを選んでおります。それは、町に取り扱いをする、できるものを示して、届け出をしているところからということになりますので、こういったケースというのは、今後もこういう業者さんを選考して取り扱うという形になろうと考えております。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 わかりました。

この入札、応募するという、そういう、うちはこのものを納めることができますよという形で、町に登録業者として出すのでしょうか。それは年初めに、全てこういう扱いを出します、扱えますよという出し方をするのか。あるいは、町がこういうものがほしいので、今回のそれに公募してもらえますかとかということになるのかどうか。その辺のところと。

恐らく、仮にこれの納入に当たっての不都合なところ、あるいは保証期間中に故障が起きた場合とか、そういった場合は、この業者が入札、応募して、廃社したと。今回の場合は、納めた、いわゆる品物。業者ではなくて、いわゆる品物をつくった業者、あるいは上部のサンケイさんではない直接の業者になるのかどうか分かりませんが、そういったところが来ることになると思うのですが、保証関係、そういったものはどういったことになるのでしょうか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） こちらの指名競争入札の関係は、総合政策課、こちらの契約管財係で行っておりますが、こちらのほうは2年おきに更新させてもらっています。今年でいきますと、令和元年、令和2年度ということで、こちら、年度末、大体こちら

のほうはそれぞれ周知いたしまして、2月後半くらいまでには、それぞれ書類を出していただく形になっています。

ただ、この2年とはありますが、その都度、入札参加、厚岸町に入札参加したいというのであれば、その都度申請をしていただいて、厚岸町のほうでこの指名する際には、入札委員会ということを開いております。その中でも、この業者をそういたしますと、競争入札の、この厚岸町として参加することが適正かどうかというのも判断させていただいて、そのときによろしければ相手方に通知して、厚岸町の入札の参加の一覧として載せるということになっております。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からもお答えをさせていただきますが、ご承知のとおり、厚岸町には、中小企業振興条例というものができました。その後、いろいろ見ていますと、地元の業者も、やはり仕事をもらおうということで、いろいろな努力をしていると。私、それは評価しております。ですから、そういう中で、2年に1回の指名競争入札に参加をしているということであろうかと、私は信じておるわけございまして、確かに今の質問ありましたとおり、名前出すとあれですから、運動具屋さんのところが果たして大丈夫かという点があるかと思いますが、地元業者として努力しているということでご理解いただければと。また、指名委員会の中でも、その点も重視しながら、いろいろと協議をしているということについてもご理解いただければと思います。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 私、保証の関係でございます。保証につきましては、当然納入業者が、今回の場合はサンケイさんですので、サンケイさんに故障ですとか、そういったものの対応はしてもらうということになります。

●議長（堀議員） よろしいですか。  
他にございませんか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。

昼食のため、休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

午前11時50分休憩

午後 1 時00分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開いたします。

日程第 6、議案第75号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） ただいま上程いただきました、「議案第75号財産の取得について」、その提案理由をご説明申し上げます。

今回提案しております財産の取得につきましては、先の第 1 回定例会において、平成31年度厚岸町一般会計予算の中で議決いただきました、債務負担行為により実施する校務用コンピュータ整備事業による校務支援システムの取得でございます。

この支援システムの取得に当たりまして、議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、この財産の取得方法についてご説明申し上げます。

債務負担行為の議決をいただいた際にも説明いたしておりますが、この財産の取得に当たりましては、道内の市町村が出資する北海道市町村備荒資金組合が行う「防災資機材の譲渡事業」により実施するもので、この備荒資金組合が当町にかかわって業者から財産を取得し、その後、備荒資金組合が厚岸町にこの財産を譲渡するという方式をとり、厚岸町はこの譲渡された代金を 5 年以内に代金と利子を含めた分割支払いするものでございます。

なお。この事務執行に当たりましては、業者選定から契約の事務、納品、検定事務等の一連の事務につきましては、備荒資金組合から厚岸町に事務委託されており、厚岸町において取り進めているところでございます。

それでは、議案書の17ページをお開きください。

内容についてご説明申し上げます。

始めに、1 の財産の種類は、物品でございます。

2 の名称及び数量は、校務支援システム一式であり、その構成は議案書18ページの参考のとおりとなっております。

町立学校教員へのパソコン配置については、現在、校長・教頭各 1 台の配置となっておりますが、一般教員への配置は行っておりません。現在の学校現場においてはさまざまな情報、調査、教材等はほとんどがデジタル化しており、そのため全教員へのパソコンを整備し、校務の軽減化、効率化を図るため「校務支援システム」の導入を目的として整備するものでございます。

3 の取得価格は、金1,900万円に北海道市町村備荒資金組合が設定します年0.1%で計

算された利子分を加算した額で取得しようとするものでございます。

4の契約の相手については、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合でございます。

議案書の18ページをごらんください。

参考としまして、1の校務支援システムの仕様、区分、品名・規格等、数量についてであります。それぞれ記載のとおりでございますので、参考に供していただきたいと存じております。

2の納入期日は、令和2年1月31日でございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 大変、簡潔な説明をいただきました。

今朝、それぞれ今言われた説明に基づいて、数字ばかりでしたのです。下桁がどうも、僕の頭の中ではあわなかったのです。1番わかりやすいのが3カ年計画の中に、41ページに、校務用パソコンの導入、購入99台1,903万5,000円という計上で、今年度が1万1,000円が償還額で、来年が476万3,000円、その後475万8,000円という、当初の、3月での決定を見たわけでございますが。今回、1,900万円プラス利息ということになっていきますよね。そうすると、この数字というのはどんなふうになってくるのかなと。1,900万円と確定したわけですね。そうしたら、下桁なのですけども、変わるのか、変わらないのか。まず、これについてお尋ねをさせていただきます。

それから、今回、この導入に当たって、国からのとか、道からの助成というのですか、補助というものはあるのでしょうか。全く厚岸町が、この償還をしていかなければならないわけでございますけれども、普通取得する場合に、補助金と違って対象になるのですけれども、今回のこの導入に至っては、国ではこういうことで政策上進めていますよね。むしろ、いろいろ今日の多様化してきている時代に向けて、少しでも先生たち、学校関係の業務の軽減化ということであって、これに取り組んでくださいと進めている一方で、国の助成ってどうなっているのか。まず、この点についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） まず、金額についての問い合わせということで、当初予算で1万1,000円ということで、償還金の部分出ております。今回代金が1,900万円ということで、その利息が4万4,986円。この4万4,986円の計算方式ですが、この引き渡し期日が令和2年1月31日になっております。それで、代金の支払日を令和2年2月17日と決めている中で、これを日割り計算して、利率が0.1%ということで、1,900万円に対して4万4,986円。合計で1,904万4,986円という計算になるところでございます。そのう

ち、今の段階でありますと、利子が1,900万円に対しての日割り計算をした中では、今年度は2,238円という計算をたてておるところでございます。ですので、1万1,000円に対して2,238円ですので、補正で減額をするということになると思われまます。

それから、国等の補助があるのかという話でございます。これ、導入に当たりましては、全て町の単費ということになっております。ただし、文科省では2018年から2022年までの5カ年で、単年度で1,805億円の地方財政措置を生じているということで、1,805億円、単年度です、これが交付税の算定基準になっております。これがメニューの中に、校務支援システムのメニューの中に入っているということで、そういうことで、国のほうでは手立てをしているということではございます。

以上でございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、まるまる、その厚岸町だけで今回、交付税措置がされるという理解でよろしいですね。その額は、まだ、例えば1,900万円に対してどのぐらいなのかというのが非常に気になるところなのですけれども、その辺については、まだつかんでいないのですよね。もしわかりましたら教えていただきたい。

次に、管内の状況。厚岸町はこういうことで取り組むのですけれども、釧路管内の各町村も同じく取り組むのか。この辺についてもお尋ねをさせていただきます。

それから、本システムの導入による、その効果というのですか、実際に今回これを導入することによって、当初予算で決めているのですけれども、決定しているわけでございますから、基本的にはこの本案については賛成するわけですが、改めて、もう少しどんな効果があるのか。これを導入することによって、先生たちや学校の校務の軽減化になっていくのかというもの、もう少し詳しく説明をしていただきたい。

さらには、当然、こういうものを入れるわけですから、情報の管理、セキュリティの関係、新たな問題が、私は発生がするのではないのかなと思います。この辺について、厚岸町としてどのように取り組むのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 私のほうからは、2番目から3点についてお答えいたします。

まず、管内の市町村で導入している市町村あるのかということですが、既に白糠と弟子屈町では、この校務支援システムは導入されております。厚岸町が3番目ということで、今後、文科の整備方針においては100%整備しなさいという方針でございますので、他の町村についても、年次計画の中で整備を進めていくというふうに思うところでございます。

また、校務支援システムを入れた効果ということでございますが、まず具体的に申しますと、通知書の自動作成による学期末の事務軽減。まず通知書をつくるということです。さらに、それに伴いまして、指導要録というものがございます。この指導要録のデー

タ共有。それから、児数累計の自動計算によります教育課程実施状況確認。あと、いろいろ調査とか集計とか報告等がございます。これらの業務の縮減等々ございます。さらに、児童生徒情報の共有化ということで、例えば出欠状況だとか、保健指導とか、生徒指導に関する情報が共有化できると。それから、進学時、例えば小学校から中学校に上がったときに、指導要録等の内容の確実な引き継ぎがこれによってできると。それから、セキュリティ問題については、個人情報の流出のリスクの大幅軽減ができるということでございます。

いずれにしても、児童生徒のデータは一度確定しますと、転記する必要がなく、共通の処理を効果的にすることができるということで、こういう形が効果があるのではないかと考えております。

さらに、セキュリティの話でございます。セキュリティについては、これはシンクラ方式といいまして、これも文部科学省のセキュリティポリシーガイドラインというのがございますが、それに基づきまして、セキュリティの一元化をするため、データを役場と同様、札幌のデータセンターに預けるということで、保管していただくということになります。

学校内は流出制限の徹底が困難な場所であり、学校設置のサーバーの盗聴、それから損傷等による物理的な面から、情報資産の窃取、喪失等を防止するため、重要な情報資産を格納する校務系サーバーは、教育委員会で委託しておりますデータセンターに集約した上で、教育委員会による一元的な管理を行う必要があると考えております。また、地震、水害、火災等により、重要な情報資産を失うことも考えられるため、先ほど申しましたデータセンターにということであります。さらに、外部との、情報がその段階でたたれるものですから、外部との接触はそれについてはないということで、セキュリティについてはそういう方式をとってやっているというところでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 大変、簡潔な説明ありがとうございます。

最後のセキュリティの問題、システムの、それから体制としては理解をしたのですが、けれども、問題はそれを扱う人でございます。やはり、何といたっても、人が機械をちよすわけでございますし、外部との問題もあるかもしれないですけども、それにかかわる教育委員会の皆さんや先生たち、多くの学校関係者の皆さんが携わります。この辺については、再度、やはり内部での検証というのですか、この辺の拡充というのは今一度、私はこういうふうに集約されることによって便利になるけれども、逆に大変な問題も出かねない時代でございます。この辺についても、再教育が必要かと思いますがいかがですか。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 現在の学校の状況から、まずお話をさせてください。

議員もご承知のとおり、現在学校で個々の教員は、私物のコンピュータを使って校務

をしているという実態がございます。この実態を、やはり放置できないということからも、今回の校務支援システムの導入にあわせて、校務用パソコンを入れる。

現在、今までの状況で申し上げます。各学校には、情報管理マニュアル、要するに情報漏洩しないようにということで、マニュアルをそれぞれの学校が持っています。今度、このシステムを入れることによって、今まであったマニュアルどおりでは、今度は対応しきれない部分が、当然出てきますので、この導入にあわせて、システムそのものの説明もしていかなければなりません、やはり議員おっしゃるとおり、私もシステムを動かすためのノウハウはもちろん、それをどう、今度安全を担保していくのだという、そっちのほうの研修も必要だと考えていますので、これまでの各学校のマニュアルの見直し、そういったものについても、教育委員会のほうでリーダーシップをとって進めていきたいと考えております。

(「いいです」の声あり)

●議長（堀議員） 休憩します。

午後 1 時16分休憩

午後 1 時17分再開

●議長（堀議員） 再開します。  
総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 交付税措置の関係でありますので、私のほうから説明させていただきます。

先ほど、校務支援、このパソコンに関しての交付税措置であります、これに関してだけの項目で入ってきているわけではございません。正直言いまして。交付税の算定は、例えば学校でいきますと、小学校の児童生徒数だとか、学校数だとか、学級数でそれぞれ入ってきてまして、いろいろと算定に基づきまして、最後の単価は掛けます。これは、基準財政需要額の単価を掛けるのですが、その単価の中に、これは交付税の算定でいきますと、10万に規模を想定として、それぞれ市町村の交付税あれされておりますが、この単価の中に、一部そういった校務支援だとか、いろいろなそういうものが入っておりますので、実際の計算式でしたら、厚岸町でどのくらい入ってくるかというのは、まるまる今回の、この予算に計上しています、この予算額がそのまま交付税で入ってくるわけではございません。

これは、計算してみないと、ちょっと複雑な計算でありますので、ここでこういった数字がということはちょっとお教えできませんが、そういった交付税措置になっているということなのでご理解いただければと思います。

●議長（堀議員） よろしいですか。

●議長（堀議長） 他にございませんか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第7、議案第76号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました、議案第76号、工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。

議案第76号「工事請負契約の締結について」でございます。

次のとおり工事請負契約を締結するために、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

厚岸保育所移転改築用地造成工事及び（仮称）湖南地区避難場所整備工事は、先の厚岸町議会第2回定例会において、議案第51号により用地取得の議決をいただき取得をしました、厚岸町奔渡6丁目259番ほか7筆の用地において、保育所用地を造成するため高台を切土し、その土を隣接する低地に盛土して避難広場を整備しようとするものであります。

始めに、厚岸保育所移転改築用地造成工事は、厚岸保育所が昭和52年に建設され、経年により老朽化が進み、耐震性にも適合せず、津波の浸水予測区域内にもあることから、奔渡地区の高台に新たに移転改築しようとするもので、総事業費は11億422万円で、平成30年度に基本設計と起債事業の「緊急防災・減災事業」を活用して、用地造成に係る実施設計を行っており、今年、用地造成工事に着手し、令和2年6月には建設工事に入り、令和3年7月からの供用開始を予定しているものでございます。

次に、（仮称）湖南地区避難場所整備工事は、厚岸保育所の移転改築用地造成工事により発生する土を活用し、低地側に4段の階段状に盛土を行い、1万6,770平方メートルの避難広場を整備しようとするもので、総事業費は、用地購入費を除き、8,220万5,000円で、平成30年度に実施設計を行い、今年避難場所整備に着手し、令和2年6月の工事完成後には、照明設備、防災備蓄倉庫の整備を予定しているものであります。

次に、今回契約の内容でございますが、1としまして、工事名、厚岸保育所移転改築用

地造成工事及び（仮称）湖南地区避難場所整備工事。

2として、工事場所、厚岸町奔渡6丁目259番ほか。

3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外を含め7社の参加によるものごさいます。

4として、請負金額、金1億9,525万円也。

5として、請負契約者は、ホクホウ・山崎、経常建設共同企業体。

代表者、厚岸郡厚岸町真栄2丁目260番地。ホクホウ建設株式会社。

構成員、厚岸郡厚岸町白浜3丁目3番地4。山崎土建有限会社であります。

20ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要であります。

①厚岸保育所移転改築用地造成工事は、切土工、4万立方メートル、排水工、一式。

駐車場改良工、1,040平方メートル、グラウンド改良工、2,820平方メートル。

附属施設工、一式、遊具工、3基であります。

②（仮称）湖南地区避難場所整備工事は、盛土工、4万3,000立方メートル。

法面工、2,440平方メートル、排水工、一式。

避難路整備、延長266.97メートル、幅員5.0メートル。

避難広場工、1万6,770平方メートルであります。

2、工期ですが、着手は契約締結の翌日。

完成は令和2年6月22日とするものごさいます。

3、位置図、平面図、断面図等は、別紙説明資料のとおりごさいます。

21ページをごらんください。

位置図ごさいます。

工事の位置は、図面中央部の湖南地区に丸印で示しております。奔渡地区の町道「桜通り」から有明地区に向かって伸びる町道「奔渡有明間通り」の左側に面した用地であります。

22ページの平面図と断面図をお開き願います。

左側上部が保育所の全体計画平面図となっており、上のほうから駐車場、その下側に新設の保育所、さらにその下側に園庭を配置しておりますが、それらが囲われている部分を、切土工により4万立方メートルの土砂を削って平地を造成いたします。

駐車場には、保護者送迎用10台と職員用の15台分の駐車スペースを整備し、附属施設工一式として、LED照明灯の基礎工事を行います。

グラウンド改良工として、園庭、遊具スペース等を2,820平方メートル施工し、その下側に霊園駐車場から桜通りにつながる幅2.0メートルの連絡路を設置し、運動会等の行事日の駐車場として活用を図ります。

図面右側は、フェンスの正面図と側面図となっており、高さは鹿の侵入防止を考慮し2.0メートルとしております。

その下側に、舟型大型複合遊具の正面図と側面図を示しており、遊具はこのほかにブランコと砂場とで合計3基整備いたします。

図面の下部は断面図となっております。

中央付近に地山の地盤高さ28.49メートルとあり、その下に設計高さ18.80メートルと

あります。深さ9.69メートルを削り、発生した4万立方メートルの土砂は、隣接する避難場所整備予定地に運搬します。

断面図の左側には駐車スペース等の断面があり、今年度は下層路盤までの施行となります。その右側は来年着手する予定の保育所建設場所で、その右側に園庭のトラックを含む部分と遊具スペースが表示されており、今年度は下層路盤までの施行となり、その右側に示しているU型側溝、暗渠配水管は、造成された平地の周囲に設置するものであります。

なお、用地造成を含む外構関係の工事については、今年発注の工事と来年発注予定の工事があり、来年発注予定の内容については、工事内容に括弧書きで次年度施行と表示させていただいております。

次に23ページをお開き願います。

図面の左側が避難広場の計画平面図となっております。

奔渡有明間道路に面して一時避難広場1,420平方メートルを整備し、避難場所管理通路が右下側に斜めに伸び、その通路の先に、公営住宅側から避難広場に①1,170平方メートル、その左下側に避難広場②2,500平方メートル、その先に避難広場③3,970平方メートル、避難広場④7,710平方メートル、合計1万6,770平方メートルの避難広場を整備するものであります。

図面右上は横断図となっており、避難広場①から避難広場④の地盤高等を示しております。

この付近の津波の最大遡上高は5.7メートルと予測されていることから、避難広場①と②については、整備後においても浸水域に位置することになりますが、これは軟弱地盤のため、盛土の高さに制限があることによるものであります。

図面右下は、避難通路断面図となっております。

避難車両がすれ違うことができるよう、幅は5.0メートルとし、両側に視線誘導標を設置いたします。

なお、別途お手元に参考といたしまして、8月28日に執行しました「指名競争入札結果」を配付させていただいておりますのでご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 2点、お尋ねをさせていただきます。

まず、これ請負金額1億9,525万円。1本になっていますよね。保育所の分と避難場所、それぞれどうして分けなかったのかなと。より多くの業者さんにといいことだと思ったのですけれども、1本になった理由。

それから、もう1点は図面を見ていただきたい。23ページの図面を見ていただきたいのですけれども。奔渡町営住宅のほうからのアクセスを、これ議員協議会で説明を受けて、要望をしたところが、ここが接続になるよと、その確認をさせていただきたい。

それから、たしかあのときに、この今の説明ですと、照明ですよ。保育所には照明がつくという話がありました。ですけれども、避難場所ですから、夜災害が起きるかもわからないわけですから、この避難場所も照明というのは必要ではないのか。今回の、今の説明には照明がなかったのですけれども、この辺についてはどのようなのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今回の工事につきましては、保育所を整備するほうの高台を切土をして、そしてその出た土砂を低いほうに埋め立てをして、そして用地を造成して避難広場をつくるという形になりますので、工事的には一体の工事になります。そういうことで一体の工事にさせていただいたという内容でございます。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 入り口に関してのご質問であります。梅香、有明のほうの町道から入ると、奔渡地区の公営住宅から入る2箇所を今回整備しております。また、照明設備につきましては、来年度照明と、ここに備蓄倉庫を整備するというようなことで事業計画をたてております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 照明の関係につきましては、わかりました。ぜひ、せっかく設備するわけでございますから、町民に安心していただけるような設備にしていきたいと思います。

1点目の1本化。1本にすることで、今回、絞り込むというのですか、1本の入札することによっての、分けたら割高になるのでしょうか。例えば、もし分割発注をすれば高くなるとか、そういうメリットとか、その辺についてはどうなのか。

それから、保育所の部分、それから避難階段。一連の事業ということはわかるのですけれども、もし可能であれば、保育所分の工事で幾ら、避難場所の部分でこのくらいだという積算が、基礎があると思うのですけれども、もしわかりましたら教えていただきたい。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） この工事の発注の関係でございますけれども、通常、工事を保育所の建設、避難場所の建設ということになれば、別発注という考え方になります。そうならば、諸経費等についても当然上がるというふうになる。一体となれば、その分は安価になるということです。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後 1 時34分休憩

午後 1 時37分再開

- 議長（堀議員） 再開します。  
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 申しわけありません。入札を終わった後の金額の整理をちょっとしていなかったものですから、申しわけありません。

今回の契約が1億9,525万円のうち、保育所に関係する分が1億4,870万2,400円で、避難広場に関係する分が4,654万7,600円となります。

- 議長（堀議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

- 議長（堀議員） 他にございますか。  
4番、音喜多議員。

- 音喜多議員 昨日も3番議員さんが、お供山工事の工事の関係で、付近住民に大変区具されることがあると。私も、そのことを言われておりましたので、3番議員さんの質問、重々聞いておりました。

今回も、こういう大きな工事、いわゆる公住に入っている人から見ても、高いほうで工事始まって、下へ降りていくと。この23ページの断面図を見ても、避難広場の位置は現在の道路とほぼ段差ないでしょうけれども、昨日も言われていたように、異常な雨なんか想定されると。雨というのは高いところに上っていくわけではありません。むしろ、高いところから下に一気に流れていく。

そういうことを考えると、この南側にある公住に住んでいる人方も、また昨日と同じような心配されることがあるというような心配がします。

それで、今回の工事も、重々、昨日の議論を踏まえて、関係公住の皆さん等に周知の上、工事をされるよう要請しておきたいと思います。

- 議長（堀議員） 建設課長。

- 建設課長（水上課長） ちょっときのうも答弁した内容と同様になると思います。

まず、現場内の災害、これはあってはならない。当然、その天気の状態も見ながら、まず現場内については万全の対応をしまいたいと考えております。

また、この地域についても、どういう方法で周知をするかについては、今後検討するとしましても、地域のほうには周知をしまいたいと考えています。

●議長（堀議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（堀議員） 他にございませんか。

3番、室崎議員。

●室崎議員 この部分について、前にも議会にご説明があったときに、私言ったような記憶があるのですが。ちょっと余り定かではないのですが、避難広場に関してなのです。あのときに、たしか自動車で避難広場にどんどん上がれるような設計にするということは、自動車避難を呼ぶのではないかというような懸念があるということは申し上げた記憶があるのですが、そのときには検討するというようなお話で終わっています。

大震災のときに、やはり自動車で避難しようとした人が、非常に多かったのです。それで、この湖北側でで見ますと、真龍小学校の前から味覚ターミナルの駐車場まで全部車がつながって、全然動けなくなったのです。あのときに大きな津波来ていたら、下のほうにいる人は、みんな持っていけましたよね。それから、宮園、宮ノ下のたかの踏切切っていいましたか、そのところも踏切の前の道路から上の国道まで、完全につながってしまって動けなくなりました。そういうので、一斉に自動車で逃げるとするのは、非常に危険を伴うということが考えられるのです。

ただ、また同時に寝たきりのお年寄りとか、そういうことを考えると、自動車を全く使ってはだめだということが言えるかどうかという懸念もあるわけです。

その当たりの調整といいますか、を含めて、この避難広場の設計というものでは、どのような検討をなさっているか。完全にまだ結論が出ていないというのであれば、こういうことを問題にして検討しているのだということがあると思うので、その当たりを教えてください。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 車の避難の関係について、以前も議員からもご指摘、私も覚えております。それに向けて、このたび、当初と同様の、ほぼ設計内容で広場のほうを整備したいというようなことであります。

実際、私どものところでも、この車での避難、やはり議員おっしゃるとおり、全てをだめというわけにはならんとは思っております。ただし、逆に言うと、あなたは車ですよ、あなたは歩きなさいというような決めつけということも、やはりそれは難しいであろうと考えております。

そこで、今実際のところ、今年度から危機対策室のほうに業務移管になりました要援護者、こちらの関係のデータのほうを整理をしている最中でありまして。その中で、まず車での避難でなければならないであろうという方々のまずピックアップはしていきたいと、している最中ということでもあります。

そして、まずこの冬場も含めてなのですけれども、どういう方々がやはり車でなけれ

ば避難できないであろうか。もしくは、どういう方々は歩いて、優先的に避難をしていただきたい。こういうことを決めるというわけではないのですけれども、方向性を示していきたいと。町民の皆さんに対して、そのような考えのもと、避難行動をとっていただきたいというようなことをこれからきれいにまとめまして、周知のほうはしていきたいと考えております。

また、特に、奔渡側ではなくて梅香のほうでいいますと、小中、幼稚園、保育所等々もある、人員もかなりいるところというふうに押さえております。ここの地域につきましては、自治会も含めての避難行動をとっているというようなこともありますので、こういう地域の方々に積極的に避難のあり方、避難の仕方というものを改めて周知のほうしていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それはわかるのですが、要するに、今回の避難広場の設計との関係で、今の話を関連づけて説明をしていただきたい。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 大変申しわけございません。

今回の設計の段階では、例えば車がこの地域の方が車が何台、例えば避難してくるであろうというふうな考え方は反映はさせておりません。今回の広場の設計に当たりましては、厚岸保育所側のまず土を切り取った。ここをいかに、例えば安価でスムーズに事業が、埋め立てる事業ができるかということを考えて、この奔渡公住の裏側のほうに盛って、それであれば避難場所として整備しようというようなことであります。

しかし、車の台数こそ考えてはいないにせよ、やはり現実問題、車での避難者がいるということになっておりますので、避難広場を整備するのであれば、車での避難者も受け入れるような広場をつくろうといういようなことで、このたびこのような設計をしたところであります。

ですから、どのエリアから何台の車がここに避難してきて、そのための受け入れ台数が何百台だから、このような広場をつくった、このような形状にしたというものではないということです。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 今の話聞いていてわかりましたので、この後、要するに工事が進んで、最終的にできあがるまでに、そちらの検討も進んでくると思うのです。そうしたときに、それを加味したものにしていただきたいと思う。いわゆる役場の担当者のほうの検討では、絶対に車でなければならないという人以外は歩いてくださいよと。簡単に言うとそういうことだと思う。ということで、このくらいとしたのだけれども、車で行けるのであれば、実に快適に上まで上られるような設計になっていると、結局車避難を呼び込むこと

になるのではないかという懸念なのです。

だから、そのあたりをやはり設計に生かしたものにしていっていただきたいと。これは強く要望しておきますがいかがでしょう。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 実際、運用が始まるまでの間に、この車を使った避難のあり方、これらのものもしっかりと検討いたしまして、この避難場所に逃げてくるであろうと想定される方々に周知を図っていきたいと考えます。

●議長（堀議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第8、議案第77号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（水上課長） ただいま上程いただきました、議案第77号、工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書24ページをお開き願います。

議案第77号「工事請負契約の締結について」でございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

町営住宅奔渡団地の鉄筋コンクリート造4階建てについては、昭和59年度、昭和62年度、平成元年度、平成3年度建設の4棟があり、昭和59年度、平成3年度建設の2棟は、すでに改修済みであり、本年度の昭和62年度建設の棟は3棟目の改修となります。

契約の内容であります。1として、工事名、町営住宅奔渡団地S62棟外壁改修及び屋根防水改修工事。

2として、工事場所、厚岸町奔渡6丁目3番地。

3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外を含め7社の参加によるものがございます。

4として、請負金額、金7,238万円也。

5として、請負契約者は、厚岸郡厚岸町白浜4丁目156番地、マル勢影本工業株式会社であります。

25ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要であります。構造は鉄筋コンクリート造4階建、延べ床面積は1840.07平方メートル、24戸1棟の外壁改修、屋根防水改修、バルコニー改修であります。

2、工期であります。着工は、契約締結日の翌日。完成は、令和2年3月19日までとするものでございます。

3、参考図面として、位置図、配置図、立面図、屋根伏図は、別紙説明資料のとおりでございます。

26ページは位置図、配置図、27ページは立面図、28ページは屋根伏図でございます。

26ページの右側の配置図であります。工事場所は町道桜通りから奔渡団地に向かい正面にある棟であります。

27ページの立面図をごらんください。

左上から、北面立面図、東面立面図、南面立面図、西面立面図でございます。

各立面で縦線が入り濃くなっている部分がガルバリウム鋼板貼りで、色のついていない部分が塗装仕上となります。

また、バルコニー部分は壁が塗装仕上、床が防水材塗となります。

28ページは屋根伏図でございます。

屋根防水については全面アスファルト防水貼りとなります。

なお、別途お手元に参考資料といたしまして、8月28日に執行しました「指名競争入札結果」を配付させていただいておりますのでご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第9、議案第78号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（水上課長） ただいま上程いただきました、議案第78号、工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書29ページをお開き願います。

議案第78号「工事請負契約の締結について」でございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

「床潭末広間道路」はその名のとおり、床潭地区と末広地区を結ぶ路線であり、漁業などの産業道路として、また地域住民の生活道路として、なくてはならない重要な幹線道路であります。

床潭地区、末広地区間の現状は、海岸に沿って山の斜面が張り出した地形が続いており、地すべり地区が多数点在していることも調査で現状を把握しているところであります。

その中を縫うように道路が走っているため、急勾配、急カーブが多く、道路幅は車がすれ違うことも困難な3メートルほどを確保するのがやつの状態にあり、これらの危険箇所を解消するため、平成20年度から事業を実施しているところでございます。

今年度は、地すべりの危険性が確認されている箇所の対策として、地すべりの原因となる地下水を低下させる工事を行うものでございます。

今回、契約の内容でございますが、1として、工事名は「床潭末広間道路地すべり対策工事」。

2として、工事場所は、厚岸町床潭、末広。

3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町内外を含め、7社の参加によるものです。

4として、請負金額、金5,720万円也。

5として、請負契約者は、厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組でございます。

30ページをお開き願います。

参考といたしまして、工事の概要ありますが、横ボーリング工が20本、削孔径90ミリメートル、1本当たりの長さ35.0から96.0メートルで、全体延長1,350.0メートルとなっています。

山腹集水枡工、4基。内訳は集水枡I型A枡、1基。集水枡650型、3基。

山腹U型側溝300B、延長は132.90メートルでございます。

2、工期であります。着手は、契約締結日の翌日。

完成は、令和2年3月20日までとするものがございます。

3、参考図面として、位置図、平面図、断面図は、別紙資料のとおりです。

31ページをお開き願います。

今回の施行位置でございますが、図面中央下、床潭地区と末広地区の間のAブロックとDブロックの2箇所となります。

32ページでございます。

○図面左部、①平面図Aブロックをごらんください。

図面上が床潭地区、図面下が末広地区となっています。

平面図上側の楕円の点線で囲った部分、これはAブロックナンバー1、下側の円の点線で囲った部分はAブロックナンバー2となります。

○図面右側には、二つの断面図を記載しております。

上段はAブロックナンバー1であります。横ボーリング工5本により地下水を集め、集水枡650型に集める排水計画となっています。

下段はAブロックナンバー2であります。横ボーリング工7本により地下水を山腹U型側溝300Bに流す排水計画となっています。

続きまして、33ページをお開き願います。

○図面上部、①平面図Dブロックをごらんください。

図面左が床潭地区、図面右が末広地区となっています。

平面図の円の点線で囲った部分がDブロックとなります。

○図面下部は断面図を記載しております。

横ボーリング工8本により地下水を山腹U型側溝300Bに流す排水計画となっています。

なお、別途、お手元に参考資料といたしまして、8月28日に執行いたしました「指名競争入札結果」を配付させていただいておりますのでご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第10、議案第79号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（水上課長） ただいま上程いただきました、議案第79号、工事請負契約の変更について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書34ページをお開き願います。

次のとおり工事請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

「平成31年3月8日議案第21号をもって議決を得た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更する。」

変更内容は下記のとおりとなっています。

「1 工事名」、「2 工事場所」、「3 契約の方法」については変更はございません。

「4 請負金額」金8,964万円也から74万8,000円増額となる金9,038万8,000円也へ変更するものでございます。

「5 請負契約者」に変更はございません。

35ページをお開き願います。

参考といたしまして工事概要を示しております。

表中の左側に工事内容の「区分・種別」、そこから右に「変更前」、「変更後」、「備考」となっており、構成は契約締結の際に説明させていただいた内容となっており、右「備考」欄に変更内容を記載しております。

「1 工事概要」、「2 工期」についても変更はございません。

このたびの請負金額の変更理由であります、昨年2月26日に、平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価が決定され、旧労務単価に比して全職種単純平均3.3%上昇したところであります。

本件の契約に係る入札に当たりましては、旧労務単価を適用しておりますが、国土交通省並びに北海道の取扱いに順次、当町におきましても、新労務単価に基づく契約に変更するための請負金額の変更の協議に応じる考えであり、本件に係る工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第11、議案第80号 平成30年度厚岸町水道事業会計未処分利益剰余金の所分についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました、議案第80号、「平成30年度厚岸町水道事業会計未処分利益剰余金の所分について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書36ページをお開き願います。

この提案は、平成30年度厚岸町水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に処分の内容についてであります。平成30年度厚岸町水道事業会計における当年度未処分利益剰余金1億74万3,942円のうち、積立金に関しては、将来老朽化した施設の更新など投資に係る財源は多くの企業債に頼る状況です。

また、人口減少など給水収益減少が予想されることから、企業債発行の抑制を図るため、3,720万円を建設改良積立金に積み立て、370万円を減債積立金に積み立て、2,980万円を資本金に組み入れ、残余の3,004万942円を、収益的収支に不足が生じた場合あるいは災害や突発的な施設修理など緊急的な対応が必要となった場合に備え、繰越すものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5番、南谷議員。

- 南谷議員 30年度の水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、当初、平成30年度の当初計画を上回る剰余金が発生しております。そのことにつきましては、担当課の努力に対しまして、敬意を表するものでございます。

改めて伺いをするのですが、この内容でございます。結果的に収支がよかったわけで、このような繰り越すことができた。この内容について、歳入、歳出、それぞれ原因があると思うのです。その要因について、細かい部分はいいですが、主な要因について、簡単に説明をしていただきたい。

- 議長（堀議員） お答えします。

大まかには、昨日も申し上げたとおり、まず融雪機の薬品使用が減少したこと。大きくは、もう一つが大きな水道本管漏水修理等の発生を抑制できたこと。もう一つは、産業活動が顕著であったということで、業務用の使用量が昨年同様大きかったというような、主な原因がその3点ということになります。

以上です。

- 議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 わかりました。

それでは、今の答弁は全く同じなのです。そのとおりだなと。それ以外には、決算のほうあるので、そっちのほうで聞きます。

●議長（堀議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（堀議員） 他にございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第12、議案第81号 厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（布施課長） ただいま上程いただきました「議案第81号 厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書37ページをごらん願います。

総務省は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民票や個人番号カード等への旧氏の記載を可能とするため、「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」を本年11月5日から施行することに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、市町村が行う印鑑登録事務について準拠すべき事項を定めた「印鑑登録証明事務処理要領」の一部を改正し、改正令の施行日と同日の11月5日から実施することとしております。

このため、本町においても、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、総務省通知による「印鑑登録証明事務処理要領」の改正に準拠して、厚岸町印鑑条例の一部を改正いたしたく、本条例を制定するものであります。

なお、改正内容の説明は、議案第81号説明資料の新旧対照表により行わせていただき

ます。なお、お手元に参考資料として「関係法令の抜粋」を配付させていただきましたので、あわせてご参照願います。

それでは、新旧対照表 1 ページをごらんください。

第 2 条第 1 項の改正は、「住民基本台帳を備え」と規定している住民基本台帳法第 5 条との整合を図るための文言の整理であります。

第 3 条第 2 項第 1 号の改正は、住民基本台帳に記録されている氏名等を組み合わせたもので印鑑を表していないものは登録を受けることができないとしている規定に、氏名等に旧氏を追加するとともに、引用条番号を改めるもので、第 2 号の改正は、氏名等以外で表しているものは登録を受けることができないとする規定に、氏名等に旧氏を追加するもので、第 3 項の改正は、文言の整理であります。

第 6 条第 1 項第 2 号の改正は、登録事項の氏名に旧氏を追加するとともに、磁気ディスクの場合の読替え規定を追加するもので、次ページ、第 7 号の改正は、文言の整理、第 2 項の改正は、この改正により第 1 項第 2 号で磁気ディスクに係る規定を加えたことによる文言の削除であります。

第 12 条第 1 項第 6 号の改正は、氏の変更により登録している印鑑と一致しなくなった場合、登録を抹消する規定中の、その氏に旧氏を追加するものであります。

第 15 条第 1 項第 1 号の改正は、証明書の記載事項の氏名に旧氏を追加するもので、第 5 号の改正は、文言の整理であります。

議案書 38 ページにお戻りください。

附則であります。

「住民基本台帳法第施行令等の一部を改正する政令」の施行日と「改正印鑑登録証明事務処理要領」の実施日である令和元年 11 月 5 日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第 13、議案第 82 号 厚岸町職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（石塚課長） ただいま上程いただきました「議案第82号 厚岸町職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書39ページをごらん願います。

今般、国は、成年被後見人制度の利用の促進に関する法律第4条及び第11条第2号の規定に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人または被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人及び被保佐人を資格、職種、業務などから一律に排除する規定等、いわゆる欠格条項を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化を図るとともに、所用の手續規定を整備するため、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」を制定するとともに、同法において地方公務員法の一部を改正し、本年12月14日から施行することとしております。

この改正地方公務員法の内容は、職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができない者から成年被後見人または被保佐人を、職員がその職を失う、いわゆる職員の失職の要件から成年被後見人または被保佐人に該当するに至ったときを、それぞれ削除するものであります。

このため、本町においても、この改正地方公務員法により影響が生じる「厚岸町職員の分限に関する条例」を初め、四つの条例について改正する必要があることから、本条例を制定しようとするものであります。

また、本条例は、4条建ての構成とし、第1条が「厚岸町職員の分限に関する条例の一部改正」

第2条が「厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正」

第3条が「厚岸町職員等の旅費に関する条例の一部改正」

第4条が「厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」としておりますので、ご承知おき願います。

なお、改正内容の説明は、議案第82号説明資料の新旧対照表により行わせていただきます。また、お手元に参考資料を配付させていただきましたので、あわせてご参照願います。

新旧対照表の1ページをごらん願います。

始めに「第1条 厚岸町職員の分限に関する条例の一部改正」であります。

第9条第1項中の改正は、地方公務員法第16条で規定している「職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができない者」から、同条第1号の「成年被後見人または被保佐人」が削られることに伴い、第2号以降の号が繰り上がることから、号番号を改めるものであります。なお、規定の内容に変更が生ずるものではありません。

次に「第2条 厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正」であります。

第15条の2、第16条の3、第16条の4、第16条の6中の改正は、地方公務員法第16条で規定している地方公務員の欠格事由から「成年被後見人及び被保佐人」が削られるこ

とにあわせ、職員の失職事由にも該当しないこととなることから、当該規定をそれぞれ削るものであります。

次に3ページ、「第3条 厚岸町職員等の旅費に関する条例の一部改正」であります。

第3条第4項中の改正は、本項の規定において非該当としていた地方公務員法第16条第1号が削られることにより、同法同条の全ての号が該当することになることから、「第2号から第5号」を「各号」に改めるものであります。なお、規定の内容に変更が生ずるものではありません。

次に「第4条 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」であります。

第12条、第13条、第13条の2、第14条中のいずれの改正も、条番号を除き、「第2条 厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正」の内容と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

議案書40ページにお戻りください。

附則であります。

この条例は、改正地方公務員法の施行日と同日の令和元年12月14日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第14、議案第83号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました、議案第83号「厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

このたびの改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成

年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人または被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、資格や営業許可等の各制度において定められている成年被後見人または被保佐人に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、一部の規定を除き令和元年6月14日に施行され、児童福祉法の一部が改正されたことによる、引用条番号の改正であります。

お手元に配付の「議案第83号説明資料の新旧対照表」をごらん願います。

第23条は職員の規定であります。

第2項は家庭的保育者に関する規定であり、児童福祉法の一部改正により、第34条の20第1項第1号が削られ、同項第4号が第3号に繰り上げられたことによる、引用条番号の改正でございます。

議案書の41ページへお戻り願います。

附則でございます。

児童福祉法第34条の20の一部改正の施行日は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布日である令和元年6月14日となっていることから、この条例の施行日を、公布の日からとするものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第15、議案第84号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました、議案第84号「厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書の42ページをお開きください。

このたびの条例改正は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する制令により、水道法施行令が改正されたことに伴い、新たに第4条の規定が加わったことにより条ずれが生じたため、水道法施行令から引用している条番号の整理を行おうとするもので、水道課で所管する二つの条例の一部を改正するものがあります。

なお、これから行う改正案の説明は、議案書により行わせていただきますので、別にお配りしている「議案書第84号説明資料の新旧対照表」について、あわせてご参照していただきたいと思います。

第1条並びに第2条は、厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例に定める給水装置の構造についての改正であり、改正内容が同様のため、あわせて説明いたします。

この二つの条例の第7条は、給水装置工事についての規定であります。

第7条第3項の改正は、給水装置の構造の基準について、水道法施工令から引用する条番号を第5条から第6条に改めるものです。

続いて、附則であります。

この条例は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行日と同日の、令和元年10月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 本当に簡単な説明でした。

本案に対して賛成するものでありますが、何点かお尋ねをさせていただきます。

水道法が変わったことによって、それに基づく厚岸町の条例もずれ起こしますということなのでありますが、まず今回、水道法が昨年の12月に改正になりました。これに伴って、今年の3月に前議員でありました佐々木亮子さんが一般質問をしております。水道下水道事業についてということで質問をなさって、この水道法が、まず広域化というのですか、水道事業の広域化や協働、それと民営化について厚岸町はどのような考えをもっているのかという質問がありました。その質問と、今回の今言う水道法が、条文が増えていますよね。その部分に該当するという理解をしたのですがいかがですか。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。

基本的に水道法の中で、今、条で加わったというのは、地方自治法以外の、民間事業者もそのような水道事業の中止及び廃止にかかわる事項が水道法第11条の2でつけ加わったということで、民間事業者も自治体になり代わり、水道事業を運営していくことができるということになっております。

ただ、地方自治体も民間が全部ということではなくて、民間の事業運営に対する運用とか事業の整備の仕方によっては、地方自治体も加わりながら、監視しながら、水道運営を完全に民間にまかせるというわけではなく、地方自治体も水道事業運営に対して関与しつつ、今後整備に対して検討していくということの内容で、全く水道事業体がかかわらないということにはならないということにはなります。

民間はそういう水道事業会計に関与はできる、法律上は関与できることになりましたが、地方自治体もその運営に全く携わらないということにはなりません、あくまでも協議しつつ進めていくというような内容になりましょうか。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後 2 時32分休憩

午後 2 時33分再開

●議長（堀議員） 再開します。

水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。

広域連携推進ということで、先ほど議員おっしゃいましたが、広域連携に関しては、民営化についてであります、水道法においても経営の原則は、基本的に地方自治体であることは変わりません。これは変わりません。しかし、基盤強化のため、多様な民間連携、選択肢を広げるという観点から、地方公共団体が水道事業者等として位置づけを維持しつつ、水道施設の運営権を民間にも設定できるという方式が創設されたということになります。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 中身聞いているのではないのです。佐々木亮子さんが、3 月に一般質問したのです。今度は、この12月に、昨年12月に水道法が変わって、いずれ厚岸町も民営化という問題が、法律上変わってくれば、条例の中で網羅はしていないのです、厚岸町は。だけど、この問題について、彼女は質問しています。そのときの答弁が、町長のほうからの答弁がありました。民営化については、水道施設の運営権を民間事務所に設定する方式が設立されるのですけれども、厚岸町では水道事業で生じた利益は民間営利企業の利益として外部に出すのではなくて、水道事業を将来にわたり継続していくためにも、充てるためにでいくべきだという考え方、現時点ではこの民営化については全く考えておりませんと、こういう答弁がありましたし、公営化についても若干ふれておって、今後協議会みたいなものを立ち上げて検討していくと、こういう答弁がありました。

そのことが起因して今回の水道法が変わってきているわけですから、水道法が変わったことによって、今回のこの厚岸町の条例、そのことに基づく関係で1条が増えているというふうに私は理解したのです。5条が繰り下げになるということは、水道法が1条

増えることによって、厚岸町の条例も、政令に基づいている条例を運用しているわけだから、そのことで1号、後ろに下がりますと、こういう理解をさせていただいたのです。それでいいのかなのかということを探ねたのです。

それについて、私の考えが間違っているのであれば、間違っていると言ってもらいたい。その上で、議長、広がるかもしれないですけども、若干聞きたいのですがよろしいでしょうか。

●議長（堀議員） 余り広がりすぎないように。

●南谷議員 はい。

当然、これには網羅されていないのですけれども、上位法である政令の中で、そういう条文がうたっている。町長の3月のときに、そういうことで厚岸町としては民営化は、現時点では全く考えていないと。この考えについて、改めてお尋ねをさせていただきます。いかがでしょうか。全く変わっていないのかなのか、確認をさせていただきます。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狹町長） これは、全国的な問題というよりも、全道的な課題として、いろいろ議論されておるわけでございます。私も、その会長でございますが、しかしながら、厚岸町といたしましては、答弁のとおり考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。先ほど、議員言われたとおり、先ほどの加わったことにより、条ずれが生じた、議員おっしゃるとおりです。

●議長（堀議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（堀議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第16、議案第85号 厚岸町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました、議案第85号「厚岸町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例」の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

今般、国は急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性から、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の保護者の負担の軽減を図ることを目的に、3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの町民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子どもの保育料を無償化するため、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」と、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」を本年10月1日から施行することとしております。

これを受け、当町では、子ども・子育て支援策として、国の幼児教育・保育の無償化と平成29年度から北海道において実施している多子世帯の保育料軽減支援事業による無償化に加え、さらなる相乗効果を図るために、国及び道の制度の対象とならない0歳から2歳までの町民税が課税される世帯の保育料についても、無償化しようとするものであり、現在、厚岸町立保育所条例、厚岸町立へき地保育所条例、厚岸町特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額に関する規則においてそれぞれ規定している、町内の認可保育所、へき地保育所及び幼稚園の各保育料について、子ども・子育て支援法に基づき、一括して無償化を規定するため、新たな条例を制定しようとするものであります。

議案書43ページをお開き願います。議案に沿ってご説明申し上げます。

第1条は趣旨であります。

この条例は、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額について、必要な事項を定めるものとするものであります。

第2条は利用者負担額。いわゆる保育料に関する規定であります。

第1項は、認可保育所、へき地保育所及び幼稚園等に関する政令において、教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額、いわゆる保育料を、0円とすることとし、幼稚園に係る一時預かりや預かり保育などの特別な保育を除き、全ての教育・保育を受ける子どもの保育料を無償化しようとするものであります。

第2項は、他の市町村から入所する子ども、いわゆる広域入所の場合の保育料は、その市町村が定める利用者負担額に相当する額とするものであります。

第3条は、委任規定であります。

なお、今般の国の制度改正では、保育料に含まれていた給食食材費の内、3歳以上の子どもの副食費については、保育料から切り離し、施設での実費徴収となりましたが、町独自の子育て支援策として、認可保育所については無料、弁当を持参しているへき地保育所及び幼稚園については、保護者負担の公平を図るため、副食費相当額を助成する制度を別途制定し、実質的な無償化を図りたいと考えております。

また、10月からの無償化による歳入の減額は、国の施策分で、91人分、約1,210万円、町の施策分で、21人分、約450万円、合計で112人分、約1,660万円と試算しております。

歳出で増額となるのは、幼稚園の保育料の無償化による給付費の増額が53人分、約440万円、幼稚園とへき地保育所を利用する子どもの保護者への副食費の助成金が67人分、約150万円と試算しております。

さらに、歳出で減額となるのは、保育料の2割助成金が165人分、約350万円と試算しているところであります。

これら影響額については、国の無償化に係る地方負担分が、子ども・子育て支援臨時交付金等により国が負担することとされているところ、まだその詳細が未定のため算定することができないことから、次回の町議会において提出する補正予算案に計上したいと考えております。

附則でございます。

この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第17、議案第86号 厚岸町保育所条例及び厚岸町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました、議案第86号「厚岸町立保育

所条例及び厚岸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

議案書の44ページをお開き願います。

このたびの改正については、提案理由が議案第85号厚岸町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例と同様のため、国の動向については説明を割愛させていただきますが、国の動向を受け、当町では国の幼児教育・保育の無償化と、北海道が実施する多子世帯の保育料軽減支援事業による無償化に加え、当町の子育て支援策として、国及び道の制度の対象とならない子どもの保育料についても、無償化しようとするものでございます。

現在、町内の認可保育所、へき地保育所及び幼稚園の各保育料については、厚岸町立保育所条例、厚岸町立へき地保育所条例、厚岸町特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額に関する規則においてそれぞれ規定しておりますが、先に議決をいただきました「厚岸町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例」において、一括して無償化することを規定したことから、厚岸町立保育所条例及び厚岸町立へき地保育所条例から、保育料に関する規定を削る改正を行おうとするものであります。

本条例の一部改正の内容につきましては、お手元に配付の「議案第86号説明資料の新旧対照表」によりご説明申し上げます。

新旧対照表をごらん願います。

第1条は、厚岸町立保育所条例の一部改正であります。

第5条は保育料の規定であり、これを削る改正であります。

次に、第5条を削る改正に伴い、第6条を第5条へ繰り上げる改正であります。

次に別表の保育料金額表について、第5条を削る改正に伴い、別表の全部を削る改正であります。

新旧対照表4ページをお開き願います。

第2条は、厚岸町立へき地保育所条例の一部改正であります。

5ページにわたり、第5条、入所児童の範囲の規定であります。これまで北海道の補助要綱に基づき3歳以上の児童を入所させる運用をしており、これを明確に規定するための改正であります。

次に、第7条は保育料の規定であり、これを削る改正であります。

次に、6ページでございます。

第7条を削る改正に伴い、第8条を第7条へ、第9条を第8条へ繰り上げる改正であります。

議案書45ページをお開き願います。

附則でございます。

第1項は施行期日で、この条例は、令和元年10月1日から施行する。とするものでございます。

第2項は経過措置で、9月分までの保育料については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、変簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお

願いいたします。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

2 番、石澤議員。

- 石澤議員 一つだけ教えてほしいのですが、この保育料無料になる子どもたち、全員がなるということでいいのですか。何か、税金を納めていないことで外されるとか、そういうような家庭はないのでしょうか。

- 議長（堀議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 現在の、そういう税金の納めている、納めていないというようなことでの制限というのはありません。

- 議長（堀議員） 他にございませんか。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

令和元年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午後 2 時50分休憩

午後 4 時41分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

ここであらかじめ会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後 4 時41分休憩

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第18、議案第69号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算、議案第70号 令和元年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第71号 令和元年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第72号 令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上4件を再び一括議題といたします。

本4件の審査については、令和元年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

3番、室崎委員長。

- 室崎委員長 ご報告申し上げます。

令和元年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第69号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算ほか、3件の審査につきましては、本日委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（堀議員） 始めに、議案第69号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 令和元年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 令和元年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいた

します。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第87号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） ただいま上程いただきました議案第87号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをごらん願います。

議案第87号 工事請負契約の締結についてでございます。次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。先の厚岸町議会第2回定例会で議決をいただいたお供山避難階段設置工事において、町道松葉町横12の通りから、避難場所に指定しているお供山展望台に至る176.6メートルの避難階段の設置を行っておりますが、この避難階段の終点から、お供山展望台までの避難路及び避難広場を整備しようとするものであります。

契約の内容であります。1の工事名は、お供山津波避難広場等整備工事であります。

2の工事場所は、厚岸町お供であります。

3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、釧路管内7社の参加によるものであります。

4の請負金額は、1億1,396万円であります。

5の請負契約者は、道東阿寒共立中村経常建設共同企業体。

代表者は、厚岸郡厚岸町港町3丁目109番地、道東建設工業株式会社。

構成員、釧路市鳥取南6丁目1番18号、阿寒共立土建株式会社。

同じく構成員、厚岸郡厚岸町宮園1丁目161番地、中村開発株式会社であります。

議案書2ページをごらん願います。

参考といたしまして、1の工事概要ですが、避難広場整備工、延長235.59メートル。幅員、1.50メートル。

構成フォロー制策設置、4基。

長さ、46.00メートル。

一時避難広場整備、面積554.25平方メートル。

照明設備工、一式。となっています。

2の工期ですが、着手は契約締結日の翌日。

完成は令和2年6月22日までとするものです。

3の参考図面として、位置図、平面図、断面図は、別紙説明資料のとおりです。

議案書3ページをごらん願います。

工事の位置は、図面中央やや左側の丸で示したお供山頂上周辺となります。

次に、議案書4ページをごらん願います。

図面上の左上に平面図を示しています。平面図左上の避難階段終点から、お供山展望台までの235.59メートルの間を避難広場階段フォローを設置し、避難路として整備します。

また、民有地との用地境界には、立ち入り禁止柵を設置します。

次に、図面左の中央が避難広場断面図となります。

避難広場の面積は、554.25平方メートルで、なだらかな地形を生かした形状とし、全面に厚さ10センチメートルの砂利をひきます。

次に、図面左下が擬木階段側面図及び断面図となります。

階段は、比較的傾斜のきつい5箇所に設置し、階段1段当たりの構造は、長さが踏み幅0.30メートル、高さが0.15メートル、幅が1.5メートルで、両側に2段の手すりを設けます。

次に、図面右上が避難路標準断面図となります。

避難広場階段フォローを除く区間に設置するもので、幅が1.50メートルで、両側に2段の手すりを設けます。

次に、図面右の中央が構成フォロー断面図、その下が側面図となります。2箇所の沢及びチャシ跡を横断する2箇所の計4箇所に設置する構成のフォローで、幅は1.50メートルで、両側に2段の手すりを設けます。

なお、横から見たイメージは側面図のとおりとなります。

参考資料として、9月10日に執行いたしました指名競争入札結果を配付しておりますので、参考にしてください。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第20、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり、各委員会から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

日程第21、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

厚岸町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により、議員を派遣したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により、派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。本定例会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。よって、厚岸町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

以上で、令和元年厚岸町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時00分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和元年9月12日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員